



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

令和4年度第3回雇用政策研究会説明資料

資料2

雇用調整助成金のコロナ特例について

2022年6月20日(月)

(独)労働政策研究・研修機構
主席統括研究員 中井 雅之

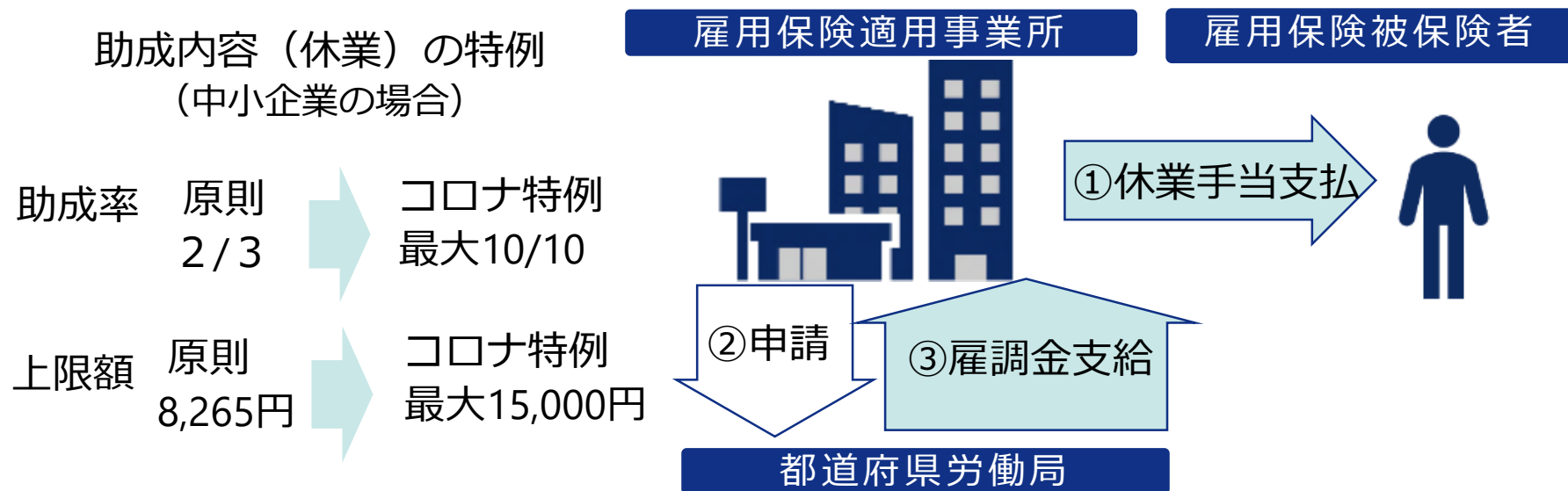
目次

1 雇用調整助成金のコロナ特例の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 コロナ禍における雇用調整助成金の支給実績—行政記録情報に 基づくデータ分析—・・・・・・・・・・・・・・・・	10
※2008年から2021年1月までの業績記録情報を用いて分析	
3 緊急雇用安定助成金の支給実績・・・・・・・・・・・・・・・・	28
※2020年3月から2021年1月までの業績記録情報を用いて分析	
4 これまでの分析結果の整理・・・・・・・・・・・・・・・・	32
5 諸外国の雇用維持政策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(参考1) 新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する 調査(企業調査)における雇調金等支援策の利用状況・・・・・・・・	38
※2022年2月に実施した企業調査(2021年9～2022年1月の変化についての調査)に基づく結果の紹介	
(参考2) 雇用調整助成金に関連するこれまでの分析・・・・・・・・	45
(参考3) コロナ禍の経済、雇用動向・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(参考4) 当機構のこれまでの雇用調整助成金に関する研究・・・・	61

1 雇用調整助成金のコロナ特例の概要

雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。（財源は雇用保険二事業）



※ 現行の特例は令和4年9月まで継続。10月以降の在り方は8月中に公表予定。

【支給対象事業主】 雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

【支給対象労働者】 雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】 当該事業主の生産指標の最近1か月間の値が前年、前々年又は3年前同期比あるいは直近12か月の任意の月との比較で5%以上低下。（コロナ特例による要件緩和中。）

【支給実績】 令和2年1月のコロナ特例開始以降、累計5兆3,449億円（令和4年6月10日現在）

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容^(注)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6)8月以降の上限額は、8月1日に基本手当の日額上限が変更された場合は、当該変更後の額。

(※7)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～9月30日(予定)まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5(9/10) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注1)、業況特例の対象(注2) 中小・大企業4/5(10/10)	同左	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 11,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間(別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5(9/10) 大企業：2/3(3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 中小・大企業4/5(10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(累計実績)・支給申請件数(6/3) 6,649,425件
・支給決定件数(6/3) 6,541,840件
・支給決定金額(6/3) 5兆7,579億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
・上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額(現在8,265円)

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注2) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和4年1月以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお令和4年4月以降は毎月業況を確認)。

雇用調整助成金の支給状況について

- ◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：5兆5,931億円（うち雇用調整助成金：5兆713億円、緊急雇用安定助成金：5,218億円）
- ◆ 令和4年度財源確保額：1兆1,434億円（うち雇用調整助成金：1兆344億円、緊急雇用安定助成金：1,090億円）

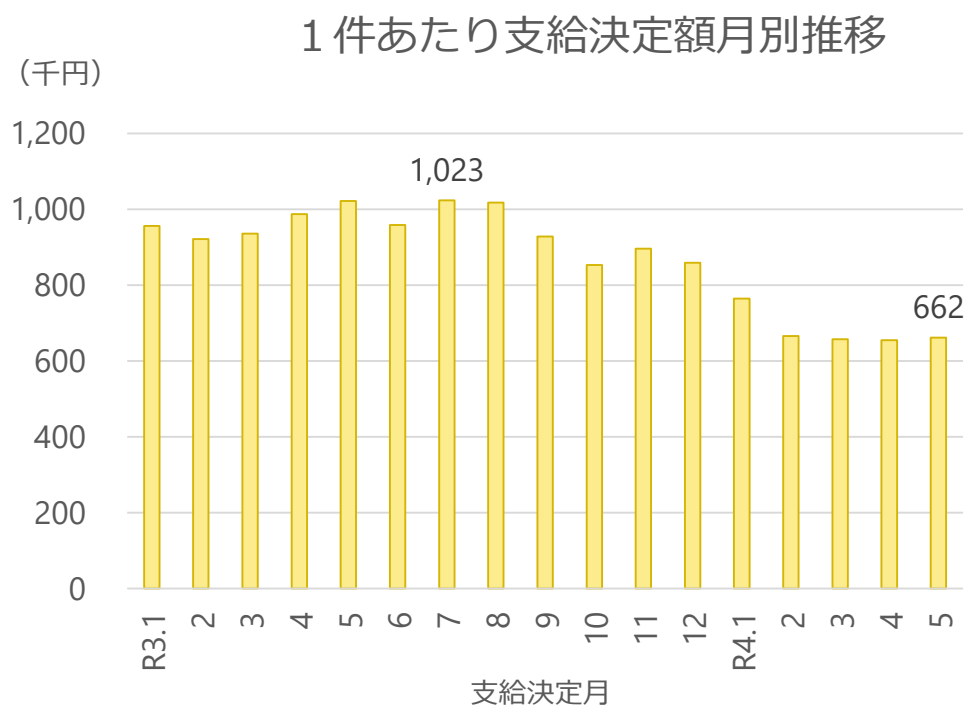
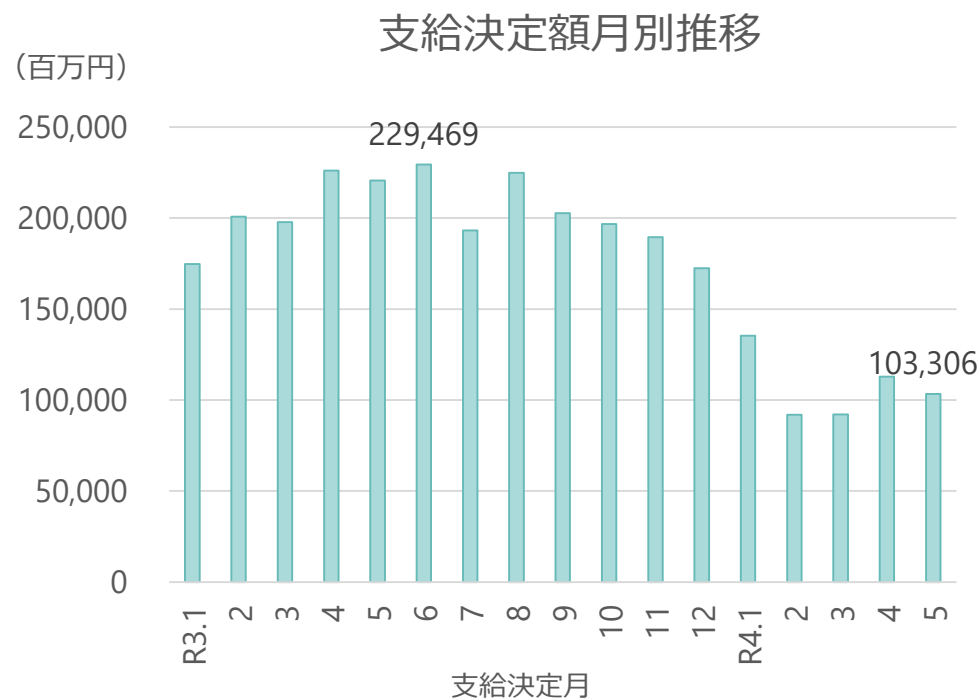
	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～1/14	45,267(9,820)	5,653,695(1,320,139)	46,370(10,231)	5,588,530(1,301,455)	323(22)	52,198(3,940)
1/15～1/21	50,015(10,629)	5,703,710(1,330,768)	56,781(12,288)	5,645,311(1,313,743)	366(28)	52,564(3,968)
1/22～1/28	52,760(11,276)	5,756,470(1,342,044)	55,162(11,841)	5,700,473(1,325,584)	334(25)	52,898(3,992)
1/29～2/4	56,264(12,993)	5,812,734(1,355,037)	52,940(11,287)	5,753,413(1,336,871)	323(21)	53,221(4,014)
2/5～2/11	37,148(8,205)	5,849,882(1,363,242)	39,682(8,724)	5,793,095(1,345,595)	249(17)	53,470(4,031)
2/12～2/18	44,055(9,413)	5,893,937(1,372,655)	46,855(10,219)	5,839,950(1,355,814)	253(16)	53,723(4,047)
2/19～2/25	40,255(8,542)	5,934,192(1,381,197)	35,763(7,792)	5,875,713(1,363,606)	188(15)	53,912(4,062)
2/26～3/4	64,205(14,148)	5,998,397(1,395,345)	45,462(9,940)	5,921,175(1,373,546)	252(16)	54,163(4,078)
3/5～3/11	55,115(12,647)	6,053,512(1,407,992)	50,807(11,228)	5,971,982(1,384,774)	278(20)	54,441(4,098)
3/12～3/18	50,949(12,262)	6,104,461(1,420,254)	50,185(11,851)	6,022,167(1,396,625)	268(22)	54,710(4,120)
3/19～3/25	42,395(9,845)	6,146,856(1,430,099)	38,233(8,829)	6,060,400(1,405,454)	197(17)	54,906(4,136)
3/26～3/31	52,652(11,946)	6,199,508(1,442,045)	33,548(7,573)	6,093,948(1,413,027)	138(9)	55,044(4,145)
4/1～4/8	69,985(16,726)	6,269,493(1,458,771)	56,088(13,183)	6,150,036(1,426,210)	365(41)	55,409(4,186)
4/9～4/15	50,330(12,018)	6,319,823(1,470,789)	53,200(12,637)	6,203,236(1,438,847)	271(25)	55,680(4,211)
4/16～4/22	50,018(12,027)	6,369,841(1,482,816)	56,974(13,236)	6,260,210(1,452,083)	269(26)	55,949(4,238)
4/23～4/29	47,424(11,036)	6,417,265(1,493,582)	44,335(10,616)	6,304,545(1,462,699)	287(30)	56,235(4,267)
4/30～5/6	30,011(7,106)	6,447,276(1,500,958)	22,617(5,496)	6,327,162(1,468,195)	122(11)	56,358(4,279)
5/7～5/13	55,396(12,739)	6,502,672(1,513,697)	53,075(12,961)	6,380,237(1,481,156)	313(30)	56,671(4,309)
5/14～5/20	46,121(10,263)	6,548,793(1,523,960)	53,977(12,533)	6,434,214(1,493,689)	284(33)	56,955(4,342)
5/21～5/27	45,152(9,797)	6,593,945(1,533,757)	54,027(11,579)	6,488,241(1,505,268)	324(32)	57,279(4,374)
5/28～6/3	55,480(12,458)	6,649,425(1,546,215)	53,599(11,568)	6,541,840(1,516,836)	300(29)	57,579(4,403)
6/4～6/10	38,560	6,687,985	51,478	6,593,318	301	57,880
うち雇用調整助成金	30,871	5,134,081	40,595	5,065,599	273	53,449
うち緊急雇用安定助成金	7,689	1,553,904	10,883	1,527,719	28	4,431

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）

注2）財源確保に当たっては雇用助成金内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

雇用調整助成金の支給状況推移

- 雇用調整助成金の支給決定額は令和3年夏以降、減少傾向にある。1件あたりの支給決定額も減少傾向にある。



注1 支給決定額は、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

＜新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の特徴＞

- 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。
- 過去（2000年前後）に衰退産業・企業を延命させ、産業構造の転換を妨げるという批判を受けたこともあって、コロナ前（2017年度～2019年度平均）では年間30億円程度の活用状況。近年はリーマンショックなどの大きな経済ショックや自然災害（地震、豪雨）が発生した際に、期間限定的に特例措置を講じて活用してきた経緯がある。
- 今回の新型コロナウイルス感染症による経済ショックにおいても、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業には1人1日当たりの上限を最大15000円とし、解雇等を行っていない場合には休業手当の助成率を最大10分の10とするなどの特例措置を講じており、その中で非正規雇用労働者や雇用保険の被保険者でない週20時間未満の労働者も対象に加えられ（「緊急雇用安定助成金」の創設）、大きな経済ショックの際に相対的に影響を受けやすい層の失業防止が考慮されていることが特徴の一つとなっている。
- 併せて、雇用調整助成金を補完する関連の制度として、コロナにより休業したものの休業手当を受けることができなかった方を支援する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」、在籍型出向を支援する「産業雇用安定助成金」も創設されている。
- 2022年6月10日時点における雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金も含む）の支給決定件数は約659万件、支給決定額は約5.8兆円となり、過去に最も活用されたリーマンショック時の実績（2009年度6538億円、2010年度3249億円）を既に大幅に上回っている。
- 特例措置については、2020年4月1日から企業規模を問わず日額上限15000円・中小企業の助成率最大10分の10とし、当初2020年9月末までを期限としていたが、その後内容を見直しながら延長を重ねている。
2021年1月からは大企業の助成率を引き上げて最大10分の10の助成率を適用。2021年5月には原則的な特例を設けて、日額上限を13500円に設定する一方、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域において知事による要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主に対する特例（地域特例）、売上高等の生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主に対する特例（業況特例）を設け、日額上限15000円、助成率最大10分の10の助成の上限を維持した。
2022年1月から3月にかけて、原則的特例の上限を段階的に9000円まで引き下げており、その後においては、2022年9月末までは現時点と同じ内容を延長する方針が示されている。

2 コロナ禍における雇用調整助成金の支給実績 —行政記録情報に基づくデータ分析—

＜分析の取組みの概要＞

○厚生労働省の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証を行うため、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）で研究会を設置し、研究を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証に関する研究会委員

神林 龍	一橋大学大学院経済学研究科教授
小林 徹	高崎経済大学経済学部准教授
酒光 一章	富士通株式会社シニアアドバイザー
◎佐々木 勝	大阪大学大学院経済学研究科教授
高橋 康二	（独）労働政策研究・研修機構主任研究員
中井 雅之	（独）労働政策研究・研修機構主席統括研究員
森山 智彦	（独）労働政策研究・研修機構研究員
山口 壘	（独）労働政策研究・研修機構研究員

（◎は座長、敬称略・五十音順）

※研究会はこれまで3回（2021年10月19日、2022年1月31日、4月12日）開催。今後も随時開催予定。

○雇用調整助成金の支給に関する行政記録情報（雇用調整助成金システムデータ、一般助成金システムデータ、雇用保険データ）を厚生労働省から提供を受けて分析し、助成金の支給実態について明らかにするとともに、補完的な情報を得るため、今後、企業に対するアンケート調査も行い、得られたデータを活用して実証分析を行うこととしている（現在はコロナ禍初期のデータに基づく実態把握の分析を行っている段階）。

○研究成果は随時公表するとともに、新型コロナウイルス収束後に総括的な取りまとめを行う予定。

（参考）使用する行政記録情報の概要

- ・雇用調整助成金システムデータ：元々雇用調整助成金の支給実績を管理しているシステムに基づくデータ
- ・一般助成金システムデータ：支給の迅速化のための業務簡素化の一環として使用されたシステムに基づくデータ
- ・雇用保険データ

※現在貸与されているデータの期間は、雇用調整助成金システムデータは2008年から2021年1月まで、雇用保険データは2020年11月分

＜雇用調整助成金の効果検証における論点の例＞

- どのような企業が雇用調整助成金を申請しているのか
- それによりどの程度雇用を支えていた（雇用維持につながった）のか
- 雇用調整助成金がなければ、どの程度の失業、非労働力化につながったのか
- 雇用調整助成金による労働市場の歪みはないか、労働者個人の意欲の観点からはどうか
- 雇用調整助成金により、構造調整を阻害（遅延）させていることになっていないのか（人手不足対応や流動化の観点から）
- 雇用調整助成金がなくても雇用が維持されていたということはないのか、モラルハザードや逆選択の可能性はあるか
- 雇用調整助成金の支給期間が長期化することにより、支援の性格や効果が変容していくのではない
- リーマンショック時には行わなかった特例（日額上限の引き上げ、被保険者以外も含めた支給等）がどのような影響を与えたか
- コロナ施策全体の中で雇用調整助成金が果たした役割は何か（他の施策との補完性・代替性）
- 危機時の政策インフラとしての雇用調整助成金のあり方

各データシステムのカバレッジと各データに含まれる情報

○コロナ禍(2020年2月～2021年1月)における雇用調整助成金のデータは、雇用調整助成金システムに約28万ケース、一般助成金システムに約164万ケース入力されている。

○雇用調整助成金の支給事務に係る行政記録は、コロナ禍前までは雇用調整助成金システムに入力されていたが、コロナ禍においては支給件数が急増したことに対して迅速支給を行うための事務簡素化の一環として、入力項目の少ない一般助成金システムに入力することも可としたため、全体の84.3%のデータが一般助成金システムに入力されている。

各データのカバレッジ

		2008年～2019年	2020年～
①雇用調整助成金システムデータ		約244万ケース	約28万ケース
一般助成金システムデータ	②雇用調整助成金	—	約164万ケース
	③緊急雇用安定助成金	—	約57万ケース

(注)1.雇用調整助成金は、水色のセルのデータを合わせることで、全申請を把握できる。

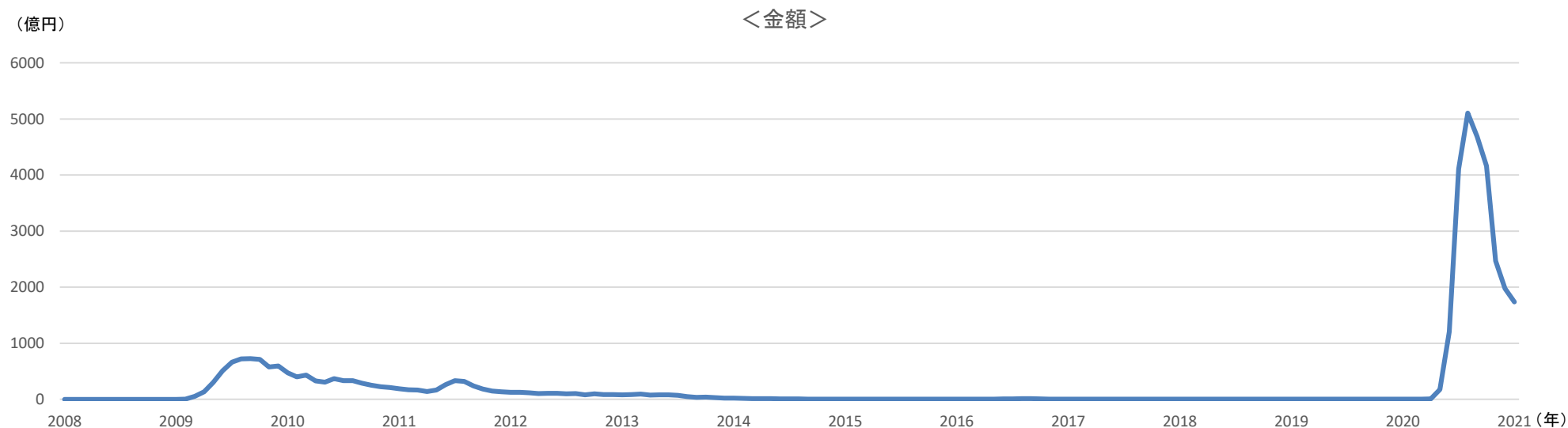
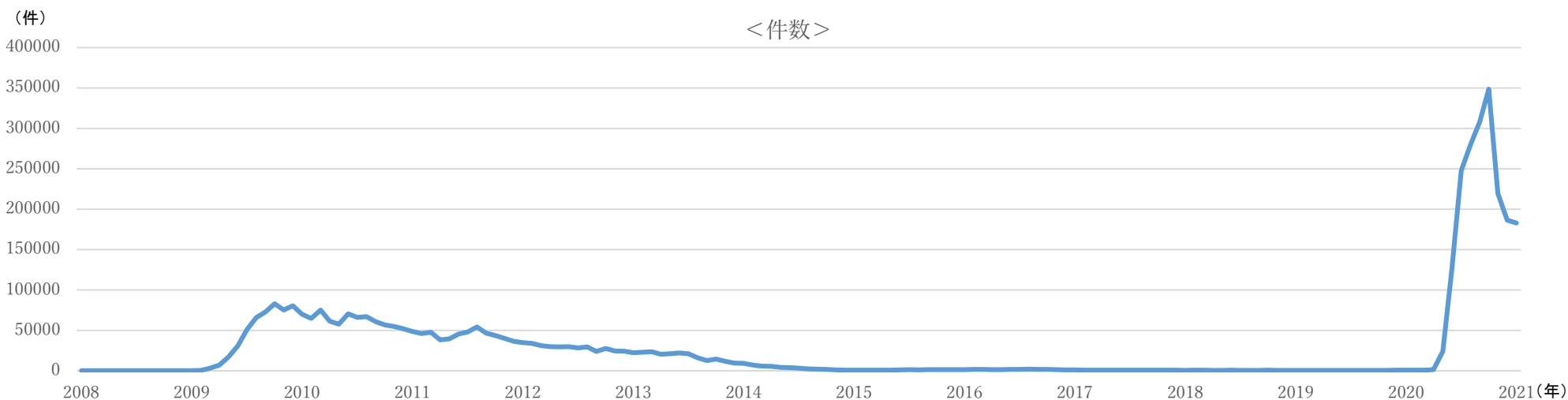
2.緊急雇用安定助成金は、オレンジのセルのデータのみで全申請を把握できる。

各データに含まれる情報

	①雇用調整助成金データ	一般助成金システムデータ		雇用保険台帳
		②雇用調整助成金	③緊急雇用安定助成金	
都道府県	✓	✓	✓	✓
取扱安定所	✓	✓	✓	✓
市町村				✓
企業規模(中小or大)	✓	✓	✓	
支給記録区分(支給or不支給)	✓	✓	✓	
産業中分類	✓	✓	✓	✓
対象期間 (支給対象となる1年の期間)	✓			
判定基礎期間開始日(休業開始日)	✓			
判定基礎期間終了日(休業終了日)	✓			
申請書受付日	✓	✓	✓	
支給不支給決定日	✓	✓	✓	
振込予定日		✓	✓	
支給金額	✓	✓	✓	
追給額	✓	✓	✓	
回収返還額	✓	✓	✓	
支給額(休業)	✓			
支給額(教育訓練)	✓			
休業等支給延日数	✓			
雇用保険被保険者数		✓	✓	✓
(助成金支給の)対象被保険者数	✓			
休業対象労働者数(合計)	✓			
休業対象労働者数(正社員)	✓			
休業対象労働者数(正社員以外)	✓			
休業対象労働者数(派遣)	✓			
教育訓練対象労働者数(合計)	✓			
教育訓練対象労働者数(正社員)	✓			
教育訓練対象労働者数(正社員以外)	✓			
教育訓練対象労働者数(派遣)	✓			

雇用調整助成金の支給実績の推移①

○コロナ禍における雇用調整助成金の支給実績は、件数(ピークは2020年10月の35万件弱)、金額(同2020年8月の5100億円強)いずれにおいても、リーマンショック、東日本大震災時を大きく上回っている。



(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

雇用調整助成金の支給実績の推移②

- 1件当たりの支給額の伸びは、リーマンショック期の最高は約190万円(2009年4月)、コロナ期の最高は約182万円(2020年8月)となっており、リーマン期もコロナ期もあまり違いはない。
- Ⅰ期(リーマンショック及び東日本大震災により特例措置を講じていた時期)とⅢ期(新型コロナにより特例措置を講じている時期(2021年1月まで))の1件当たりの平均支給額は、57.3万円、133.2万円と約2.3倍の差がある。



＜3期各々における事業所数、支給件数、支給金額等＞

		Ⅰ(60か月)	Ⅱ(73か月)	Ⅲ(12ヵ月)
事業所数(所)	合計	145,548	17,421	411,318
	1か月あたり	2,426	239	34,277
支給件数(件)	合計	2,321,948	107,759	1,924,081
	1か月あたり	38,699	1,476	160,340
支給金額(億円)	合計	13,314.5	333.4	25,630.4
	1か月あたり	221.9	4.6	2,135.9
1件あたりの支給額(万円)		57.3	30.9	133.2

(資料出所) 厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

(注) 3期区分は、Ⅰ期(2008年12月～2013年11月)、Ⅱ期(2013年12月～2020年1月、Ⅲ期(2020年2月～2021年1月))としている。

産業大分類別、雇用調整助成金支給事業所数、件数、金額、1件あたりの金額

○各時期の産業構成をみると、Ⅰ期、Ⅱ期は、事業所数、件数ともに全体の5割以上を製造業が占め、金額では6割強にのぼる。また、建設業も1割ほどを占めている。それに対して、Ⅲ期でも製造業の比率が最も高いものの、その比率は3割に満たない。また、卸売・小売業や宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)が占める比率は、Ⅰ期やⅡ期よりも非常に高く、コロナの影響が対人接触が多い産業でより大きいことが示唆される。

	事業所数						件数					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
農業、林業	148	0.1	24	0.1	741	0.2	1381	0.1	85	0.1	2777	0.1
漁業	42	0.0	4	0.0	196	0.1	448	0.0	28	0.0	801	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	315	0.2	37	0.2	140	0.0	5064	0.2	288	0.3	619	0.0
建設業	18,809	12.9	2,218	12.7	38,165	9.3	278571	12.0	13085	12.1	152171	7.9
製造業	76,460	52.5	10,030	57.6	83,688	20.4	1280201	55.1	61911	57.5	437298	22.7
電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.0	3	0.0	135	0.0	522	0.0	15	0.0	556	0.0
情報通信業	8,077	5.6	586	3.4	12,197	3.0	135499	5.8	3589	3.3	62136	3.2
運輸業、郵便業	8,216	5.6	495	2.8	19,980	4.9	139693	6.0	2854	2.6	112808	5.9
卸売業、小売業	13,911	9.6	1,757	10.1	65,045	15.8	224463	9.7	12589	11.7	309636	16.1
金融業、保険業	196	0.1	19	0.1	1,851	0.5	2738	0.1	116	0.1	7441	0.4
不動産業、物品賃貸業	1,031	0.7	107	0.6	9,731	2.4	15064	0.6	743	0.7	44242	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	6,189	4.3	661	3.8	22,393	5.4	91255	3.9	4637	4.3	106559	5.5
宿泊業、飲食サービス業	2,115	1.5	357	2.1	55,365	13.5	19748	0.9	1572	1.5	267586	13.9
生活関連サービス業、娯楽業	1,817	1.3	292	1.7	36,818	9.0	19489	0.8	1486	1.4	155463	8.1
教育、学習支援業	330	0.2	54	0.3	6,584	1.6	3801	0.2	312	0.3	23058	1.2
医療、福祉	973	0.7	154	0.9	29,051	7.1	5602	0.2	639	0.6	104369	5.4
複合サービス事業	291	0.2	25	0.1	1,015	0.3	3476	0.1	276	0.3	4567	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	6,504	4.5	593	3.4	27,285	6.6	93977	4.0	3506	3.3	127382	6.6
公務(他に分類されるものを除く)	6	0.0	0	0.0	63	0.0	20	0.0	0	0.0	259	0.0
分類不能の産業	72	0.1	5	0.0	875	0.2	936	0.0	28	0.0	4353	0.2
合計	145,548	100.0	17,421	100.0	411,318	100.0	2321948	100.0	107759	100.0	1924081	100.0

	金額(億円)						1件あたりの支給金額		
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
	合計	%	合計	%	合計	%	万円	万円	万円
農業、林業	5.6	0.0	0.2	0.1	10.7	0.0	40.2	26.6	38.6
漁業	2.6	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	58.1	14.5	68.0
鉱業、採石業、砂利採取業	16.5	0.1	1.0	0.3	6.3	0.0	32.6	33.0	102.3
建設業	802.2	6.0	27.3	8.2	817.0	3.2	28.8	20.9	53.7
製造業	8488.3	63.8	221.6	66.5	7016.9	27.4	66.3	35.8	160.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2.1	0.0	0.0	0.0	4.6	0.0	40.5	18.2	83.1
情報通信業	1176.3	8.8	9.0	2.7	832.6	3.2	86.8	25.0	134.0
運輸業、郵便業	679.3	5.1	9.0	2.7	2917.2	11.4	48.6	31.4	258.6
卸売業、小売業	834.4	6.3	28.0	8.4	4156.6	16.2	37.2	22.3	134.2
金融業、保険業	11.2	0.1	0.2	0.0	135.4	0.5	40.9	13.7	181.9
不動産業、物品賃貸業	48.7	0.4	2.4	0.7	556.3	2.2	32.3	32.8	125.7
学術研究、専門・技術サービス業	492.8	3.7	9.2	2.8	1136.7	4.4	54.0	19.9	106.7
宿泊業、飲食サービス業	107.6	0.8	6.2	1.9	3342.0	13.0	54.5	39.5	124.9
生活関連サービス業、娯楽業	78.4	0.6	3.9	1.2	1962.7	7.7	40.2	26.4	126.2
教育、学習支援業	14.2	0.1	0.6	0.2	267.9	1.0	37.2	19.0	116.2
医療、福祉	23.3	0.2	5.1	1.5	493.9	1.9	41.6	79.4	47.3
複合サービス事業	10.5	0.1	0.3	0.1	57.1	0.2	30.3	11.9	124.9
サービス業(他に分類されないもの)	516.2	3.9	9.4	2.8	1863.7	7.3	54.9	26.7	146.3
公務(他に分類されるものを除く)	0.1	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	47.4	-	159.7
分類不能の産業	4.3	0.0	0.0	0.0	43.3	0.2	45.6	12.3	99.4
合計	13314.5	100.0	333.4	100.0	25630.4	100.0	57.3	30.9	133.2

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業中分類別、雇用調整助成金支給事業所数(上位30業種)

○産業中分類別に雇用調整助成金支給事業所数をみると、Ⅲ期(2020年2月～2021年1月)において数が多いのは、飲食店(構成比11.3%)、洗濯・理容・美容・浴場業(同5.6%)、医療業(同5.4%)、その他の小売業(同4.1%)といった多くは対人接触のあるサービス関連であり、製造業、建設業関連が上位を占めていたⅠ期(2008年12月～2013年11月)、Ⅱ期(2013年12月～2020年1月)と違いがみられる。

Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ		
	(所)	(構成比、%)		(所)	(構成比、%)		(所)	(構成比、%)
金属製品製造業	16,498	11.3	金属製品製造業	1,780	10.2	飲食店	46,289	11.3
はん用機械器具製造業	10,504	7.2	電気機械器具製造業	1,342	7.7	洗濯・理容・美容・浴場業	23,066	5.6
電気機械器具製造業	8,545	5.9	総合工事業	1,109	6.4	医療業	22,121	5.4
総合工事業	8,260	5.7	はん用機械器具製造業	1,060	6.1	その他の小売業	16,668	4.1
情報サービス業	7,518	5.2	繊維工業	753	4.3	専門サービス業(他に分類されないもの)	15,862	3.9
輸送用機械器具製造業	7,054	4.9	輸送用機械器具製造業	741	4.3	職別工事業(設備工事業を除く)	15,189	3.7
道路貨物運送業	5,839	4.0	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	589	3.4	その他の事業サービス業	13,814	3.4
設備工事業	5,404	3.7	設備工事業	579	3.3	金属製品製造業	13,612	3.3
職別工事業(設備工事業を除く)	5,145	3.5	職別工事業(設備工事業を除く)	530	3.0	総合工事業	12,148	3.0
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	4,942	3.4	情報サービス業	509	2.9	設備工事業	10,828	2.6
専門サービス業(他に分類されないもの)	4,411	3.0	専門サービス業(他に分類されないもの)	480	2.8	道路貨物運送業	9,772	2.4
繊維工業	3,939	2.7	窯業 土石製品製造業	465	2.7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	9,679	2.4
その他の小売業	3,532	2.4	その他の製造業	431	2.5	宿泊業	8,542	2.1
その他の製造業	3,007	2.1	印刷・同関連業	419	2.4	娯楽業	8,569	2.1
生産用機械器具製造業	3,004	2.1	その他の小売業	406	2.3	飲食料品小売業	8,224	2.0
窯業 土石製品製造業	2,995	2.1	鉄鋼業	339	2.0	情報サービス業	8,090	2.0
その他の事業サービス業	2,921	2.0	業務用機械器具製造業	331	1.9	食料品製造業	7,671	1.9
鉄鋼業	2,405	1.7	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	319	1.8	繊維物・衣服・身の回り品小売業	7,334	1.8
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2,353	1.6	道路貨物運送業	305	1.8	はん用機械器具製造業	7,276	1.8
業務用機械器具製造業	2,120	1.5	木材・木製品製造業(家具を除く)	292	1.7	輸送用機械器具製造業	7,032	1.7
木材・木製品製造業(家具を除く)	2,053	1.4	生産用機械器具製造業	291	1.7	その他の卸売業	6,706	1.6
印刷・同関連業	1,979	1.4	その他の事業サービス業	258	1.5	社会保険・社会福祉・介護事業	6,623	1.6
化学工業	1,890	1.3	パルプ・紙・紙加工品製造業	228	1.3	電気機械器具製造業	6,482	1.6
運輸に附帯するサービス業	1,434	1.0	飲食店	220	1.3	繊維工業	6,410	1.6
非鉄金属製造業	1,412	1.0	食料品製造業	212	1.2	印刷・同関連業	5,815	1.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,394	1.0	化学工業	208	1.2	道路旅客運送業	5,580	1.4
家具・装備品製造業	1,318	0.9	電子部品・デバイス・電子回路製造業	206	1.2	その他の生活関連サービス業	5,183	1.3
食料品製造業	1,306	0.9	非鉄金属製造業	203	1.2	職業紹介・労働者派遣業	5,083	1.2
その他の卸売業	1,209	0.8	家具・装備品製造業	183	1.1	その他の製造業	4,752	1.2
技術サービス業(他に分類されないもの)	1,205	0.8	洗濯・理容・美容・浴場業	161	0.9	その他の教育、学習支援業	4,746	1.2

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業中分類別、雇用調整助成金支給件数(上位30業種)

○産業中分類別に雇用調整助成金支給件数をみると、支給事業所数同様の傾向となっている。すなわち、Ⅲ期(2020年2月～2021年1月)において数が多いのは、飲食店(構成比11.1%)、洗濯・理容・美容・浴場業(同4.6%)、医療業(同4.2%)、その他の小売業(同3.9%)といった多くは対人接触のあるサービス関連であり、製造業、建設業関連が上位を占めていたⅠ期(2008年12月～2013年11月)、Ⅱ期(2013年12月～2020年1月)と違いがみられる。

Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ		
	(件)	(構成比、%)		(件)	(構成比、%)		(件)	(構成比、%)
金属製品製造業	286,625	12.3	金属製品製造業	11,145	10.3	飲食店	214,259	11.1
はん用機械器具製造業	181,657	7.8	電気機械器具製造業	7,668	7.1	洗濯・理容・美容・浴場業	88,644	4.6
電気機械器具製造業	139,883	6.0	総合工事業	6,328	5.9	医療業	80,898	4.2
情報サービス業	127,557	5.5	はん用機械器具製造業	6,098	5.7	その他の小売業	74,561	3.9
総合工事業	117,959	5.1	繊維工業	5,142	4.8	専門サービス業(他に分類されないもの)	74,194	3.9
輸送用機械器具製造業	104,917	4.5	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	4,638	4.3	金属製品製造業	71,357	3.7
道路貨物運送業	103,122	4.4	輸送用機械器具製造業	3,626	3.4	その他の事業サービス業	67,278	3.5
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	91,671	3.9	設備工事業	3,624	3.4	職別工事業(設備工事業を除く)	60,862	3.2
設備工事業	82,579	3.6	印刷・同関連業	3,392	3.1	宿泊業	50,822	2.6
職別工事業(設備工事業を除く)	78,033	3.4	専門サービス業(他に分類されないもの)	3,365	3.1	道路貨物運送業	50,345	2.6
繊維工業	67,124	2.9	職別工事業(設備工事業を除く)	3,133	2.9	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	48,607	2.5
専門サービス業(他に分類されないもの)	65,900	2.8	情報サービス業	3,112	2.9	総合工事業	47,891	2.5
その他の小売業	53,265	2.3	その他の製造業	3,007	2.8	設備工事業	43,418	2.3
窯業 土石製品製造業	53,054	2.3	窯業 土石製品製造業	2,967	2.8	情報サービス業	41,044	2.1
その他の製造業	51,819	2.2	その他の小売業	2,824	2.6	飲食料品小売業	39,164	2.0
生産用機械器具製造業	51,457	2.2	鉄鋼業	2,165	2.0	はん用機械器具製造業	38,518	2.0
鉄鋼業	46,808	2.0	木材・木製品製造業(家具を除く)	2,123	2.0	食料品製造業	38,235	2.0
その他の事業サービス業	41,789	1.8	業務用機械器具製造業	1,980	1.8	輸送用機械器具製造業	35,670	1.9
印刷・同関連業	41,614	1.8	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1,831	1.7	道路旅客運送業	35,406	1.8
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	35,787	1.5	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,780	1.7	娯楽業	35,373	1.8
木材・木製品製造業(家具を除く)	35,229	1.5	道路貨物運送業	1,710	1.6	その他の卸売業	34,546	1.8
業務用機械器具製造業	33,185	1.4	その他の事業サービス業	1,664	1.5	繊維工業	34,082	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	26,393	1.1	生産用機械器具製造業	1,542	1.4	印刷・同関連業	33,050	1.7
化学工業	25,296	1.1	化学工業	1,429	1.3	電気機械器具製造業	32,358	1.7
運輸に附帯するサービス業	23,932	1.0	家具・装備品製造業	1,255	1.2	織物・衣服・身の回り品小売業	31,964	1.7
非鉄金属製造業	22,855	1.0	食料品製造業	1,203	1.1	その他の生活関連サービス業	31,446	1.6
家具・装備品製造業	22,238	1.0	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1,162	1.1	その他の製造業	25,232	1.3
その他の卸売業	20,228	0.9	非鉄金属製造業	1,111	1.0	職業紹介・労働者派遣業	22,976	1.2
機械器具卸売業	17,873	0.8	その他の卸売業	1,023	0.9	社会保険・社会福祉・介護事業	22,317	1.2
技術サービス業(他に分類されないもの)	17,722	0.8	飲食店	1,016	0.9	飲食料品卸売業	20,558	1.1

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業中分類別、雇用調整助成金支給金額(上位30業種)

○産業中分類別に雇用調整助成金支給金額をみると、Ⅲ期(2020年2月～2021年1月)において数が多いのは、飲食店(構成比7.0%)、宿泊業(同6.0%)、輸送用機械器具製造業(同5.3%)、道路旅客運送業(同4.6%)、その他の事業サービス業(同4.3%)と、支給事業所数、支給件数と異なる傾向がみられる。なお、Ⅰ期(2008年12月～2013年11月)、Ⅱ期(2013年12月～2020年1月)においては、製造業、建設業関連が上位を占めており、支給事業所数、支給件数と違いはみられない。

Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ		
	(億円)	(構成比、%)		(億円)	(構成比、%)		(億円)	(構成比、%)
金属製品製造業	1,295.6	9.7	電気機械器具製造業	34.0	10.2	飲食店	1,785.5	7.0
電気機械器具製造業	1,176.2	8.8	金属製品製造業	28.4	8.5	宿泊業	1,538.6	6.0
はん用機械器具製造業	1,175.5	8.8	繊維工業	20.0	6.0	輸送用機械器具製造業	1,354.8	5.3
情報サービス業	1,136.5	8.5	はん用機械器具製造業	17.5	5.2	道路旅客運送業	1,180.8	4.6
輸送用機械器具製造業	1,116.3	8.4	輸送用機械器具製造業	15.0	4.5	その他の事業サービス業	1,105.2	4.3
鉄鋼業	499.7	3.8	窯業 土石製品製造業	14.5	4.4	娯楽業	865.0	3.4
生産用機械器具製造業	465.0	3.5	総合工事業	14.4	4.3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業業	843.0	3.3
道路貨物運送業	432.5	3.2	電子部品・デバイス・電子回路製造業	11.4	3.4	専門サービス業(他に分類されないもの)	837.5	3.3
繊維工業	400.6	3.0	鉄鋼業	10.8	3.2	運輸に附帯するサービス業	774.8	3.0
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業業	372.7	2.8	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業業	9.4	2.8	その他の小売業	770.1	3.0
総合工事業	363.9	2.7	情報サービス業	7.8	2.3	金属製品製造業	720.5	2.8
専門サービス業(他に分類されないもの)	358.6	2.7	その他の製造業	7.7	2.3	はん用機械器具製造業	617.9	2.4
窯業 土石製品製造業	286.2	2.1	非鉄金属製造業	7.5	2.2	食料品製造業	598.4	2.3
その他の事業サービス業	252.6	1.9	食料品製造業	7.3	2.2	洗濯・理容・美容・浴場業	570.3	2.2
業務用機械器具製造業	249.9	1.9	設備工事業	7.0	2.1	電気機械器具製造業	538.6	2.1
その他の製造業	234.0	1.8	印刷・同関連業	6.8	2.0	情報サービス業	535.4	2.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	224.7	1.7	業務用機械器具製造業	6.4	1.9	その他の生活関連サービス業	527.4	2.1
職別工事業(設備工事業を除く)	221.3	1.7	専門サービス業(他に分類されないもの)	6.4	1.9	道路貨物運送業	506.1	2.0
設備工事業	217.1	1.6	職別工事業(設備工事業を除く)	5.9	1.8	織物・衣服・身の回り品小売業	488.1	1.9
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	199.6	1.5	化学工業	5.8	1.7	各種商品小売業	432.8	1.7
非鉄金属製造業	192.0	1.4	その他の小売業	5.5	1.7	繊維工業	427.1	1.7
化学工業	177.8	1.3	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	5.5	1.6	飲食料品小売業	421.5	1.6
運輸に附帯するサービス業	174.1	1.3	道路貨物運送業	5.1	1.5	その他の卸売業	418.7	1.6
その他の小売業	167.3	1.3	その他の事業サービス業	4.9	1.5	鉄鋼業	376.6	1.5
印刷・同関連業	144.6	1.1	生産用機械器具製造業	4.8	1.4	職業紹介・労働者派遣業	372.8	1.5
職業紹介・労働者派遣業	140.5	1.1	木材・木製品製造業(家具を除く)	4.6	1.4	印刷・同関連業	366.0	1.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	128.3	1.0	パルプ・紙・紙加工品製造業	4.4	1.3	医療業	351.4	1.4
木材・木製品製造業(家具を除く)	126.1	0.9	医療業	4.0	1.2	その他の製造業	311.0	1.2
ゴム製品製造業	120.5	0.9	家具・装備品製造業	3.3	1.0	職別工事業(設備工事業を除く)	306.3	1.2
技術サービス業(他に分類されないもの)	102.9	0.8	宿泊業	3.2	0.9	総合工事業	282.0	1.1

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業中分類別、雇用調整助成金1件あたりの支給金額(上位30業種)

○産業中分類別に雇用調整助成金1件あたりの支給金額をみると、Ⅲ期(2020年2月～2021年1月)において金額が高いのは、航空運輸業、鉄道業、共同組織金融業補助的金融業等などとなっており、支給金額と異なっている。飲食店、宿泊業においては1件あたりの支給金額が小さくなっていることが分かる。

I (万円)		II (万円)		III (万円)	
郵便業(信書便事業を含む)	158.6	医療業	113.4	航空運輸業	2,525.8
電子部品・デバイス・電子回路製造業	155.7	電子部品・デバイス・電子回路製造業	98.0	鉄道業	854.5
鉄鋼業	106.8	娯楽業	75.9	共同組織金融業	527.4
輸送用機械器具製造業	106.4	各種商品小売業	74.8	補助的金融業等	469.1
情報通信機械器具製造業	106.3	非鉄金属製造業	67.2	銀行業	452.8
学術 開発研究機関	94.0	道路旅客運送業	66.8	郵便局	424.4
協同組織金融業	91.7	放送業	64.5	運輸に附帯するサービス業	419.0
生産用機械器具製造業	90.4	情報通信機械器具製造業	63.5	輸送用機械器具製造業	379.8
放送業	89.2	鉄道業	62.2	貸金業、クレジットカード業等非預金信用	358.5
情報サービス業	89.1	食料品製造業	61.0	各種商品小売業	340.3
ゴム製品製造業	88.9	宿泊業	58.3	道路旅客運送業	333.5
職業紹介・労働者派遣業	86.2	なめし革・同製品・毛皮製造業	54.7	鉄鋼業	331.4
電気機械器具製造業	84.1	不動産賃貸業・管理業	53.0	放送業	318.3
非鉄金属製造業	84.0	飲料・たばこ・飼料製造業	52.4	宿泊業	302.7
業務用機械器具製造業	75.3	鉄鋼業	50.0	通信業	286.3
運輸に附帯するサービス業	72.8	窯業 土石製品製造業	49.0	ゴム製品製造業	271.7
鉄道業	72.3	電気機械器具製造業	44.3	娯楽業	244.5
漁業(水産養殖業を除く)	70.8	職業紹介・労働者派遣業	43.8	学術 開発研究機関	242.8
化学工業	70.3	輸送用機械器具製造業	41.4	非鉄金属製造業	212.8
その他のサービス業	69.8	化学工業	40.8	情報通信機械器具製造業	203.8
熱供給業	68.9	学校教育	40.3	学校教育	203.6
航空運輸業	68.8	社会保険・社会福祉・介護事業	39.2	化学工業	186.7
宿泊業	68.6	繊維工業	38.9	地方公務	182.1
通信業	66.4	倉庫業	37.2	電子部品・デバイス・電子回路製造業	179.5
食料品製造業	65.5	学術 開発研究機関	34.4	業務用機械器具製造業	178.9
はん用機械器具製造業	64.7	鉱業、採石業、砂利採取業	33.0	生産用機械器具製造業	174.1
貸金業、クレジットカード業等非預金信用	64.4	業務用機械器具製造業	32.4	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業業	173.4
道路旅客運送業	63.8	飲食料品小売業	31.8	保健衛生	170.8
各種商品小売業	62.0	保健衛生	31.4	物品賃貸業	168.9
その他の事業サービス業	60.5	生産用機械器具製造業	31.0	その他の生活関連サービス業	167.7

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

事業所規模別、雇用調整助成金支給事業所数、件数、金額、1件あたりの金額

○事業所数や件数では中小企業が大多数を占めるが、細かく見ると、大企業が占める比率はⅢ期よりもⅠ期の方がやや高い。
一方、支給額で見た際の大企業が占める比率は、Ⅲ期の方がⅠ期よりも5%ポイント程度高い。

	事業所数						件数					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	
	(所)	(構成比、%)	(所)	(構成比、%)	(所)	(構成比、%)	(件)	(構成比、%)	(件)	(構成比、%)	(件)	(構成比、%)
中小企業	140,436	96.1	17,161	98.5	342,230	98.1	2,259,011	97.3	106,917	99.2	1,514,298	98.3
大企業	5,695	3.9	259	1.5	6,788	1.9	61,969	2.7	819	0.8	25,992	1.7
合計	146,131	100.0	17,420	100.0	349,018	100.0	2,320,980	100.0	107,736	100.0	1,540,290	100.0

	金額						1件あたりの支給金額		
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
	(億円)	(構成比、%)	(億円)	(構成比、%)	(億円)	(構成比、%)	(万円)	(万円)	(万円)
中小企業	11,412.0	85.8	310.4	93.1	16,468.4	80.9	50.5	29.0	108.8
大企業	1,889.6	14.2	23.0	6.9	3,899.2	19.1	304.9	281.2	1,500.2
合計	13,301.6	100.0	333.4	100.0	20,367.6	100.0	57.3	30.9	132.2

(資料出所) 厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

都道府県別、雇用保険適用事業所に占める受給事業所の比率(各期)

○雇用保険適用事業所に占める雇用調整助成金受給事業所の割合は、Ⅰ期で7.1%、Ⅱ期で0.8%、Ⅲ期で17.9%となっている。

○都道府県別にみると、Ⅰ期は、北陸や東海地方、福島、宮城の受給率が相対的に高い。産業構造における第2次産業の占めるウェイトが高い地方で受給率が高いことに加えて、東日本大震災の影響が見て取れる。他方、Ⅲ期は東京や京都、大阪、東海地方、北陸地方の受給比率が高い。また、Ⅰ期との差を見ると、東京を中心とする関東地方や関西地方、沖縄、北海道、福岡、熊本は、Ⅰ期よりも受給事業所の比率が10%ポイント以上高い。

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
北海道	2.0	0.3	11.9	滋賀	8.2	0.5	17.6
青森	3.3	0.3	9.6	京都	8.0	1.2	24.5
岩手	9.2	0.7	11.2	大阪	8.1	1.2	21.8
宮城	11.5	0.4	14.5	兵庫	7.4	0.8	19.5
秋田	5.7	0.9	11.0	奈良	4.5	0.5	16.3
山形	9.9	1.2	18.5	和歌山	4.8	0.5	13.7
福島	13.9	1.2	15.7	鳥取	5.8	0.9	15.3
茨城	7.1	0.6	13.3	島根	5.6	1.1	14.2
栃木	6.6	0.6	15.2	岡山	8.7	1.3	15.5
群馬	8.4	0.8	17.3	広島	9.7	1.1	18.4
埼玉	6.7	0.6	16.7	山口	6.3	0.5	11.6
千葉	4.5	0.4	15.1	徳島	4.0	0.5	10.6
東京	4.7	0.4	21.0	香川	4.8	0.4	14.6
神奈川	6.5	0.4	17.6	愛媛	3.4	0.6	12.4
新潟	13.4	2.3	16.9	高知	3.4	0.5	12.3
富山	10.1	1.3	19.5	福岡	5.3	0.6	18.1
石川	13.2	1.5	24.2	佐賀	4.1	0.3	12.3
福井	13.0	1.8	22.5	長崎	2.7	0.4	10.8
山梨	7.1	1.0	19.0	熊本	4.3	2.6	14.3
長野	10.1	1.7	18.6	大分	6.1	1.0	13.2
岐阜	13.3	1.5	22.2	宮崎	2.7	0.3	9.1
静岡	11.3	1.3	19.5	鹿児島	3.1	0.4	9.4
愛知	14.5	1.1	23.9	沖縄	0.1	0.0	17.5
三重	9.5	1.0	17.3	全国計	7.1	0.8	17.9

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業大分類別、雇用保険適用事業所に占める受給事業所の比率(各期)

- 産業大分類別にみると、Ⅰ期の雇調金受給事業所の比率は、製造業が24.9%、情報通信業が14.8%、運輸業、郵便業が10.7%となっている。他方、Ⅲ期は宿泊業・飲食サービス業の4割、生活関連サービス業、娯楽業や製造業の3割、運輸業、郵便業の約1/4、情報通信業や卸売・小売業、教育、学習支援業の2割弱、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業(その他)、医療・福祉の1割強が、雇調金を受給している。
- サービス業の受給比率は他の期に比べて極めて高いが、同時に製造業や運輸業、郵便業なども、受給率はⅠ期に比べても高い。

	I	II	III
農業, 林業	0.9	0.1	2.7
漁業	1.3	0.1	5.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	11.6	1.5	6.3
建設業	6.2	0.6	9.1
製造業	24.9	3.6	30.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2.3	0.1	5.3
情報通信業	14.8	1.0	18.9
運輸業, 郵便業	10.7	0.6	25.2
卸売業, 小売業	3.6	0.5	17.1
金融業, 保険業	0.8	0.1	7.3
不動産業, 物品賃貸業	2.0	0.2	15.3
学術研究, 専門・技術サービス業	4.1	0.4	13.4
宿泊業, 飲食サービス業	2.2	0.3	40.3
生活関連サービス業, 娯楽業	2.2	0.3	34.8
教育, 学習支援業	1.0	0.2	17.1
医療, 福祉	0.5	0.1	10.9
複合サービス事業	0.8	0.1	3.0
サービス業	3.7	0.3	13.7
公務	0.0	0.0	0.5
分類不能の産業	3.1	0.1	18.6

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

雇用調整助成金データの偏りの確認(都道府県、産業、企業規模)

- Ⅲ期の都道府県別にみたデータ構造は以下の表のとおり。雇調金システムデータに15.7%、一般助成金システムデータに84.3%に相当する件数のデータが入力されているが、都道府県によってほぼどちらか一方のシステムに入力されている。
- 雇調金システムデータのみを用いて集計すると、全データではないのでバイアスは発生するが、休業発生時期(判定期間終了日)による集計が可能であり、複数月の休業分の支給決定を一度に行っている場合でも、休業月を分けて集計できるというメリットがある。

	①雇調金 システムデータ	②一般助成金 システムデータ	①+②	①／(①+②)	②／(①+②)
合計	301,798	1,622,283	1,924,081	15.7%	84.3%
北海道	26,588	28,503	55,091	48.3%	51.7%
青森	1,406	9,425	10,831	13.0%	87.0%
岩手	618	11,008	11,626	5.3%	94.7%
宮城	25,434	1,313	26,747	95.1%	4.9%
秋田	8,572	515	9,087	94.3%	5.7%
山形	160	18,305	18,465	0.9%	99.1%
福島	728	23,890	24,618	3.0%	97.0%
茨城	154	23,794	23,948	0.6%	99.4%
栃木	1,750	21,114	22,864	7.7%	92.3%
群馬	25,910	767	26,677	97.1%	2.9%
埼玉	2,539	67,243	69,782	3.6%	96.4%
千葉	1,800	52,200	54,000	3.3%	96.7%
東京	920	380,710	381,630	0.2%	99.8%
神奈川	254	85,351	85,605	0.3%	99.7%
新潟	313	35,126	35,439	0.9%	99.1%
富山	542	17,482	18,024	3.0%	97.0%
石川	563	26,132	26,695	2.1%	97.9%
福井	17,200	598	17,798	96.6%	3.4%
山梨	265	13,818	14,083	1.9%	98.1%
長野	759	37,148	37,907	2.0%	98.0%
岐阜	277	36,951	37,228	0.7%	99.3%
静岡	239	58,644	58,883	0.4%	99.6%
愛知	135,054	290	135,344	99.8%	0.2%
三重	428	24,768	25,196	1.7%	98.3%
滋賀	537	15,094	15,631	3.4%	96.6%
京都	945	53,353	54,298	1.7%	98.3%
大阪	989	197,122	198,111	0.5%	99.5%
兵庫	328	73,384	73,712	0.4%	99.6%
奈良	672	13,865	14,537	4.6%	95.4%
和歌山	1,196	11,021	12,217	9.8%	90.2%
鳥取	208	8,019	8,227	2.5%	97.5%
島根	8,962	503	9,465	94.7%	5.3%
岡山	757	26,317	27,074	2.8%	97.2%
広島	181	41,818	41,999	0.4%	99.6%
山口	470	12,073	12,543	3.7%	96.3%
徳島	244	7,659	7,903	3.1%	96.9%
香川	545	11,637	12,182	4.5%	95.5%
愛媛	112	15,709	15,821	0.7%	99.3%
高知	137	7,737	7,874	1.7%	98.3%
福岡	438	73,422	73,860	0.6%	99.4%
佐賀	135	7,985	8,120	1.7%	98.3%
長崎	74	12,968	13,042	0.6%	99.4%
熊本	22,551	826	23,377	96.5%	3.5%
大分	127	15,076	15,203	0.8%	99.2%
宮崎	8,797	282	9,079	96.9%	3.1%
鹿児島	634	13,393	14,027	4.5%	95.5%
沖縄	286	27,925	28,211	1.0%	99.0%

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

雇用調整助成金データの偏りの確認(産業、企業規模)

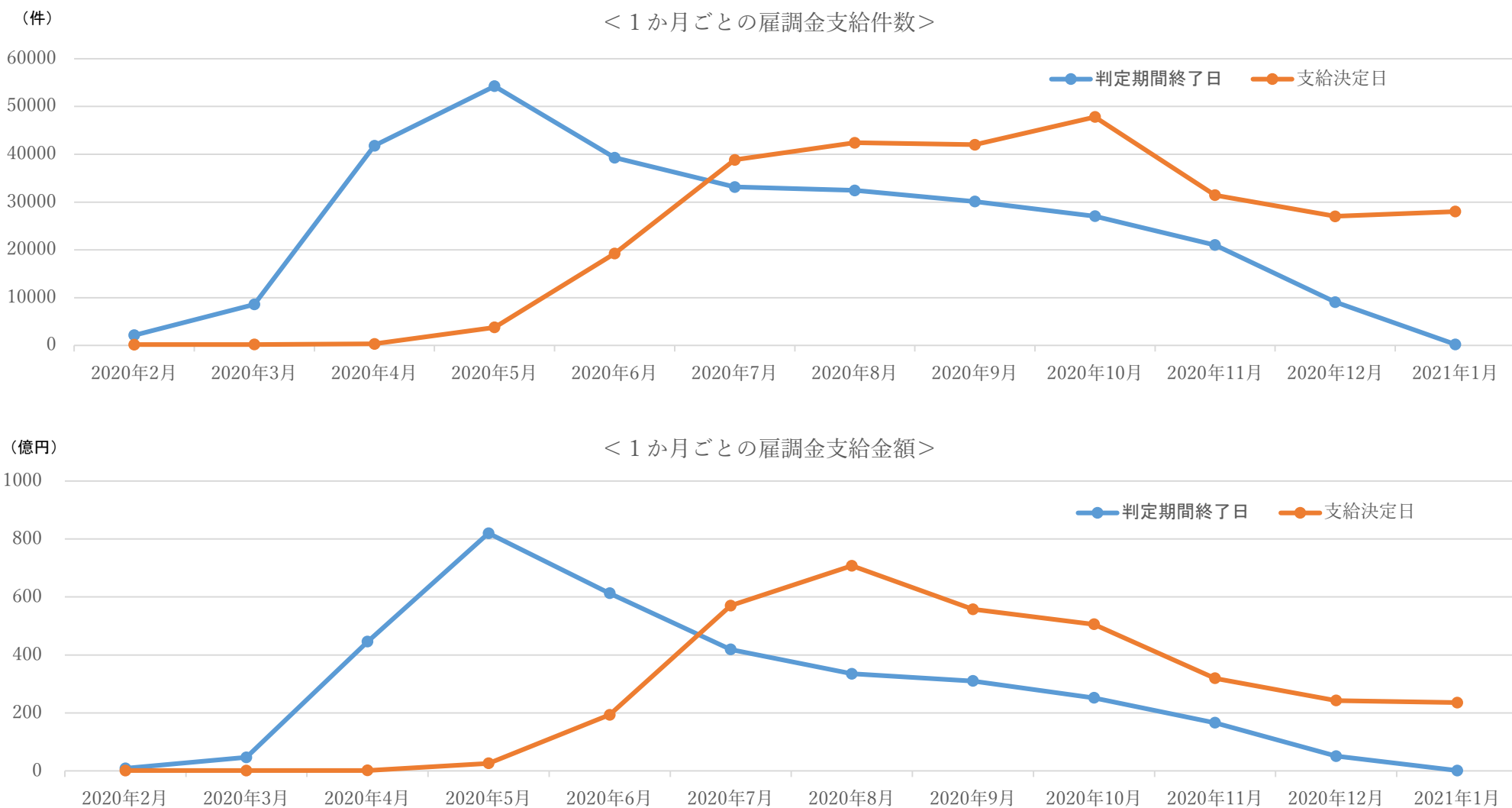
○雇調金システムデータのみについては、地域の偏りを反映してか、製造業が占める比率が全データに比べて高い。また、支給金額に関して、大企業が占める比率が全データに比べて低い。

	件数の構成比(%)		金額の構成比(%)	
	全データ	雇調金システム データのみ	全データ	雇調金システム データのみ
農業、林業	0.1	0.2	0.0	0.1
漁業	0.0	0.1	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	7.9	8.3	3.2	3.3
製造業	22.7	28.8	27.4	39.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	3.2	1.9	3.2	2.0
運輸業、郵便業	5.9	6.6	11.4	11.1
卸売業、小売業	16.1	14.5	16.2	11.5
金融業、保険業	0.4	0.3	0.5	0.2
不動産業、物品賃貸業	2.3	1.6	2.2	1.5
学術研究、専門・技術サービス業	5.5	3.8	4.4	2.7
宿泊業、飲食サービス業	13.9	14.1	13.0	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	8.1	7.6	7.7	7.1
教育、学習支援業	1.2	1.1	1.0	0.7
医療、福祉	5.4	4.2	1.9	1.5
複合サービス事業	0.2	0.3	0.2	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	6.6	6.4	7.3	6.6
公務(他に分類されるものを除く)	0.0	0.0	0.0	0.0
分類不能の産業	0.2	0.1	0.2	0.1
中小企業	98.3	98.8	80.9	91.2
大企業	1.7	1.2	19.1	8.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料出所)厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」、「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

1か月ごとの雇用調整助成金支給実績

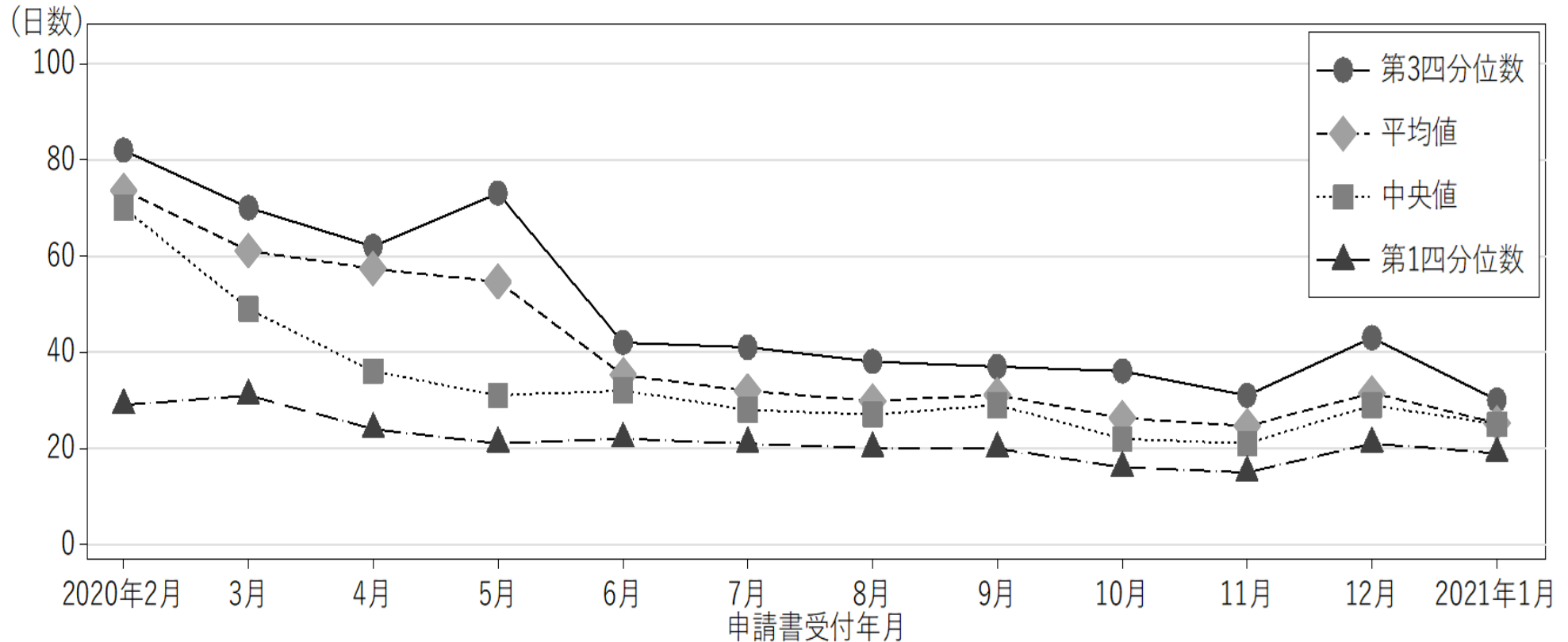
○雇調金システムデータのみに限定して、支給のタイミングを判定期間終了日と支給決定日を分けて、コロナ期における支給件数と金額を示すと、判定期間終了日(休業の終了日)は2020年4月～6月に集中しており、6月以降なだらかに下降している。他方、支給決定日は、支給件数では10月に、金額では8月にピークがきている。



(資料出所) 厚生労働省「雇用調整助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

支給申請から振込までの日数(タイムラグの分析)

○一般助成金システムのみ限定してコロナ初期は、支給申請と振込までの日数に大きなラグがあった。例えば申請書受付日が2020年2月～4月のケースでは、申請から振込までに平均で50日以上かかっていた。このラグはその後徐々に短くなり、11月には平均30日ほどにまで短くなっている。



(資料出所) 厚生労働省「一般助成金システムデータ」の行政記録情報を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

(注) 支給申請期間は判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内であり、最大3判定基礎期間にまとめて申請することも可能である。このため、判定基礎期間における休業最終日と申請日の間が最大4か月空くことが見込まれる。

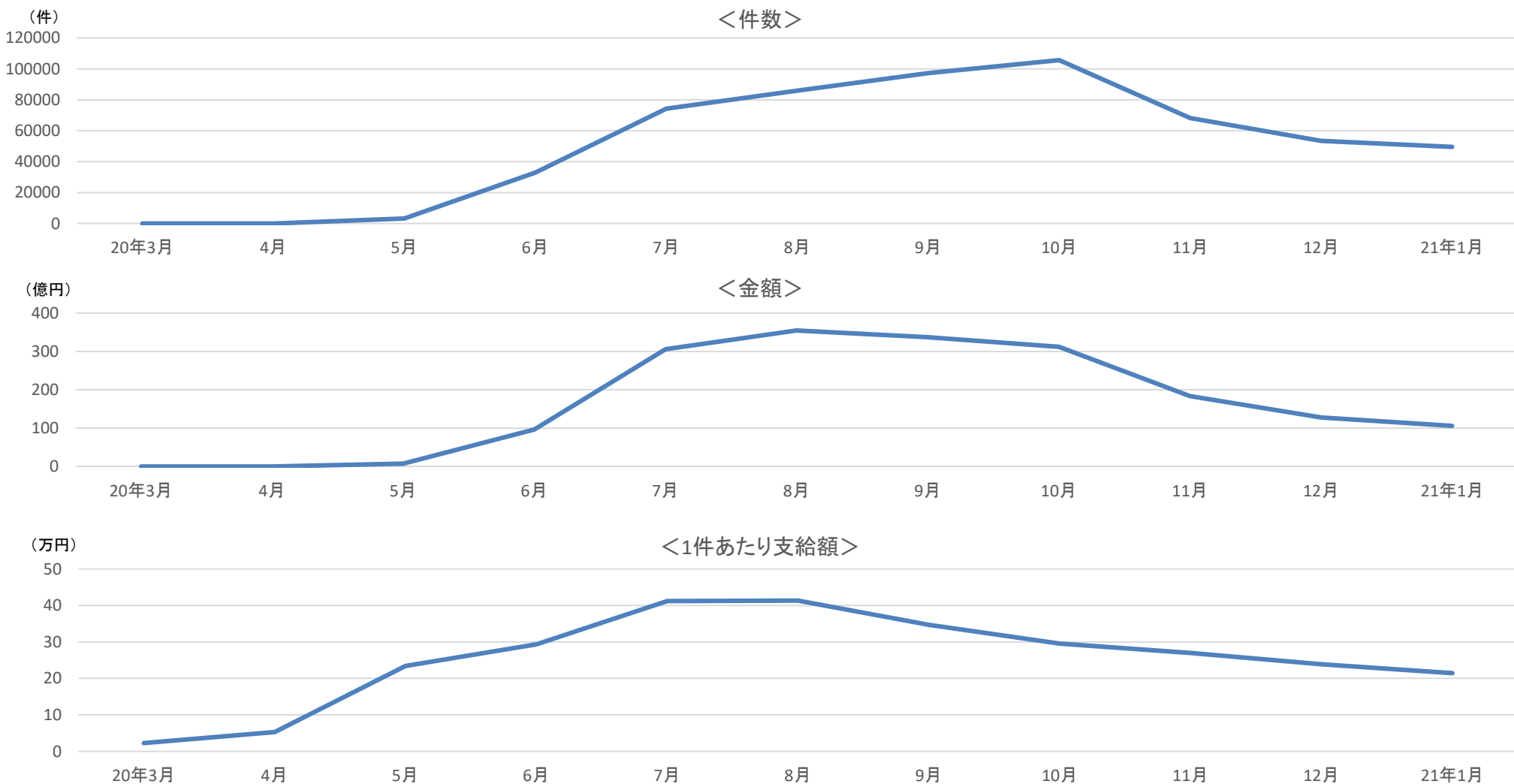
例: 判定基礎期間の末日が月末である事業所が、1月・2月・3月に連続して休業等を実施し、3か月分まとめて申請した場合、申請期日は5月末日となる。また、2020年6月30日以前の日を1日でも含む判定基礎期間については、特例的に2020年9月30日までを申請期日としていたため、判定基礎期間における休業最終日と申請日の間が最大8か月程度空くこともある。

3 緊急雇用安定助成金の支給実績

緊急雇用安定助成金の支給件数、金額、1件あたりの支給額

○緊急雇用安定助成金の支給件数は2020年6月から増加し、10月（約10万5千件）にピークを迎えている。金額のピークは8月（約355億円）である。1件あたりの支給額が最も多いのも2020年8月（約41万円）である。

○2020年3月から2021年1月の中で、1度でも緊急雇用安定助成金を受給した事業所の総数は160,578事業所、件数の合計は570,254件、金額の合計は1,831.8億円である。



(資料出所) 厚生労働省「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

産業大分類別、緊急雇用安定助成金支給事業所数、件数、金額、1件あたりの金額

○産業大分類別にみると、支給件数や金額が多いのは、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、製造業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)である。雇調金以上に、サービス業中心に、多くは非正規雇用労働者である雇用保険被保険者以外が多いと考えられる産業に支給されていることがわかる。

	事業所数		件数		金額		1件あたりの 支給金額
	(所)	(構成比、%)	(件)	(構成比、%)	(億円)	(構成比、%)	(万円)
農業、林業	336	0.2	1,169	0.2	1.9	%)	16.5
漁業	99	0.1	364	0.1	0.9	0.0	23.5
鉱業、採石業、砂利採取業	22	0.0	69	0.0	0.2	0.0	35.6
建設業	4,442	2.8	15,551	2.7	33.0	1.8	21.2
製造業	17,566	10.9	73,867	13.0	102.5	5.6	13.9
電気・ガス・熱供給・水道業	42	0.0	153	0.0	0.3	0.0	17.0
情報通信業	2,324	1.5	9,134	1.6	26.0	1.4	28.5
運輸業、郵便業	4,025	2.5	17,882	3.1	42.2	2.3	23.6
卸売業、小売業	23,906	14.9	89,538	15.7	280.5	15.3	31.3
金融業、保険業	513	0.3	1,832	0.3	4.4	0.2	23.9
不動産業、物品賃貸業	3,100	1.9	11,990	2.1	44.2	2.4	36.9
学術研究、専門・技術サービス業	5,982	3.7	22,183	3.9	75.3	4.1	34.0
宿泊業、飲食サービス業	44,316	27.6	166,631	29.2	705.5	38.5	42.3
生活関連サービス業、娯楽業	14,467	9.0	49,277	8.6	195.9	10.7	39.7
教育、学習支援業	8,247	5.1	18,297	3.2	50.7	2.8	27.7
医療、福祉	14,753	9.2	44,709	7.8	51.3	2.8	11.5
複合サービス事業	329	0.2	1,242	0.2	3.7	0.2	30.1
サービス業(他に分類されないもの)	10,451	6.5	38,710	6.8	187.1	10.2	48.3
公務(他に分類されるものを除く)	40	0.0	134	0.0	0.5	0.0	35.1
分類不能の産業	5,618	3.5	7,522	1.3	25.8	1.4	34.3
合計	160,578	100.0	570,254	100.0	1,831.8	100.0	32.1

事業所規模別、緊急雇用安定助成金支給事業所数、件数、金額、1件あたりの金額

○事業所規模別にみると、大企業が占める比率は、事業所数と件数が2%強、金額では約15%である。

	事業所数		件数		金額(億円)		1件あたりの 支給金額
	(所)	(構成比、%)	(件)	(構成比、%)	(億円)	(構成比、%)	(万円)
中小企業	130,549	97.8	437,202	97.7	1,268.6	85.1	29.0
大企業	2,961	2.2	10,241	2.3	222.2	14.9	217.0
合計	133,510	100.0	447,443	100.0	1,490.8	100.0	33.3

(資料出所) 厚生労働省「一般助成金システムデータ」を(独)労働政策研究・研修機構にて集計。

4 これまでの分析結果の整理

- コロナ期は、リーマンショック後の時期に比べれば雇用情勢の悪化度合いは相対的に小さかった一方、雇用調整助成金はリーマンショック後の時期をはるかに上回る規模で支給された。コロナ期においては、緊急事態宣言の発出を始め、人流抑制を伴う大規模な経済活動の抑制が行われ、経済活動が停滞するなかでの雇用維持支援が雇用情勢の大幅な悪化を防いだと考えられる。
- リーマンショック期等と比較して、コロナ期の1年目の雇用調整助成金の支給は宿泊・飲食サービス業、卸・小売業、生活関連サービス業、娯楽業にも広く活用されている。営業自粛、時短要請などが影響していると考えられる。他方で、人々の移動の抑制に伴う対人旅客サービス停滞の影響もあり、運輸業において大規模な受給がみられる。
- 雇用保険適用事業所に占める雇用調整助成金受給事業所の比率は、リーマンショック期が7.1%に対し、コロナ期（2021年1月まで）は17.9%と、コロナ期の方が雇用調整助成金の支援を受けている事業所割合が高く、経済ショックの影響が広範に及んでいることがうかがえる。
- 地域別には、コロナ期の雇用調整助成金の支給は東京都を始めとする大都市圏に集中している。人口密度が高く、サービス経済化が進んでいることもあり、コロナの感染状況が深刻であり、人々の移動・行動が強く抑制されたことも反映していると考えられる。
- 緊急雇用安定助成金については、非正規雇用比率が高いサービス関連の業種の支給割合が高い。
- コロナ禍初期には、雇用調整助成金の申請手続の煩雑さ、支給の遅れが問題視されたが、申請受付時期と振込時期の間隔の推移をみると、徐々に短くなっている。迅速支給に向けた申請手続の簡素化など、行政の一定の努力が反映されていると考えられる。

※今後、2021年2月以降の業務データも提供を受け、引き続きデータ分析を行っていく予定。

5 諸外国の雇用維持政策の概要

各国の雇用維持スキームと支出額

○新型コロナの経済活動への影響に対し、各国は雇用維持スキームで対応した。既存のスキームを有していたドイツ(操業短縮手当)、フランス(部分的失業)、韓国(雇用維持支援金)、日本(雇用調整助成金)では、その特例措置により、また、イギリスでは「コロナウイルス雇用維持スキーム」を、アメリカでは「給付保護プログラム(PPP)」を創設して対応した。

○各国のスキームの概要と支出額は以下の表のとおり。

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	韓国	日本
就業者数 (2020)	4186万人	2700万人	3246万人	1億4779万人	2690万人	6676万人
国内総生産 (2020) (名目、 各国通貨)	3兆3700億ユーロ	2兆3000億ユーロ	2兆1100億ポンド	20兆8900億ドル	1933兆ウォン	538兆円
雇用維持スキーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス雇用維持スキーム	給付保護プログラム(PPP)	雇用維持支援金	雇用調整助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保障会計を含む)および一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険基金 (雇用安全・職業能力開発事業) (不足時、一般財源)	雇用保険財源 (雇用保険2事業)および一般財源
特例措置期間	2022年6月末まで延長	2022年7月末まで延長	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2023年1月末まで延長	2022年9月末まで延長
支出額 ・ 2020年 ・ 2021年 ・ 合計	・ 221億ユーロ ・ 202億ユーロ 計 423億ユーロ (5.5兆円)	・ 255億ユーロ ・ 92億ユーロ 計 347億ユーロ (4.5兆円)	・ 464億ポンド ・ 236億ポンド 計700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 ・ 5016億ドル ・ 2282億ドル 計7298億ドル (83.2兆円)	・ 2兆2881億ウォン ・ 1兆8772億ウォン 計4兆1653億ウォン (3855億円)	・ 3.2兆円 ・ 2.3兆円 計 5.5兆円

出所：就業者数および国内総生産は『データブック国際労働比較2022』

支出は以下のサイト。(注)日本のみ、4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。アメリカは返済免除額、韓国は予算書ベースの金額。

ドイツ (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf、冒頭) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2021_ba147450.pdf、冒頭、p.105)

フランス (https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic_%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf) p. 54, TABLEAU 5.

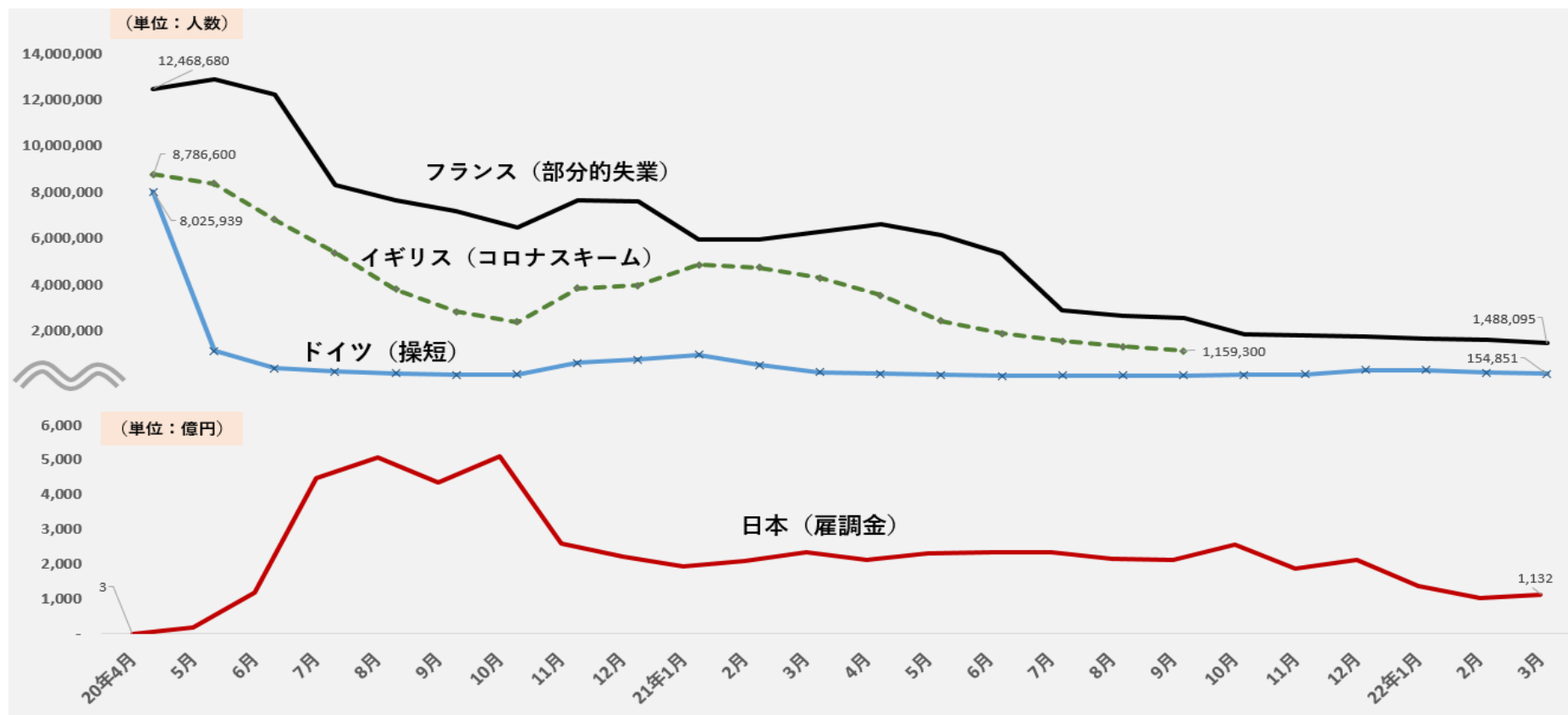
イギリス (<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>)

アメリカ (https://www.sba.gov/sites/default/files/2022-05/2022.05.22_Weekly%20Forgiveness%20Report_Public-508.pdf) (22年5月22日現在)

換算レート：1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円 100ウォン=9.7円 (21年12月30日)。

雇用維持スキームの利用状況の推移（フランス、イギリス、ドイツ、日本）

○各国の雇用維持スキームの利用状況の推移をみると、2020年3月から4月にかけて感染者が急拡大しロックダウン等厳しい行動制限措置を強いたドイツ、フランス、イギリスでは、企業活動がほぼ停止するとともに多くの労働者が休業状態に入り、結果、スキームの申請は4・5月に爆発的に増加した。その後は各国水準は異なるものの徐々に減少していき、イギリスでは2021年9月にスキームを終了させている。日本(金額)については2020年7～10月がピークであり、10月から11月にかけて減少した後、しばらくは概ね横ばいで推移し、2022年に入り水準が下がってきている。



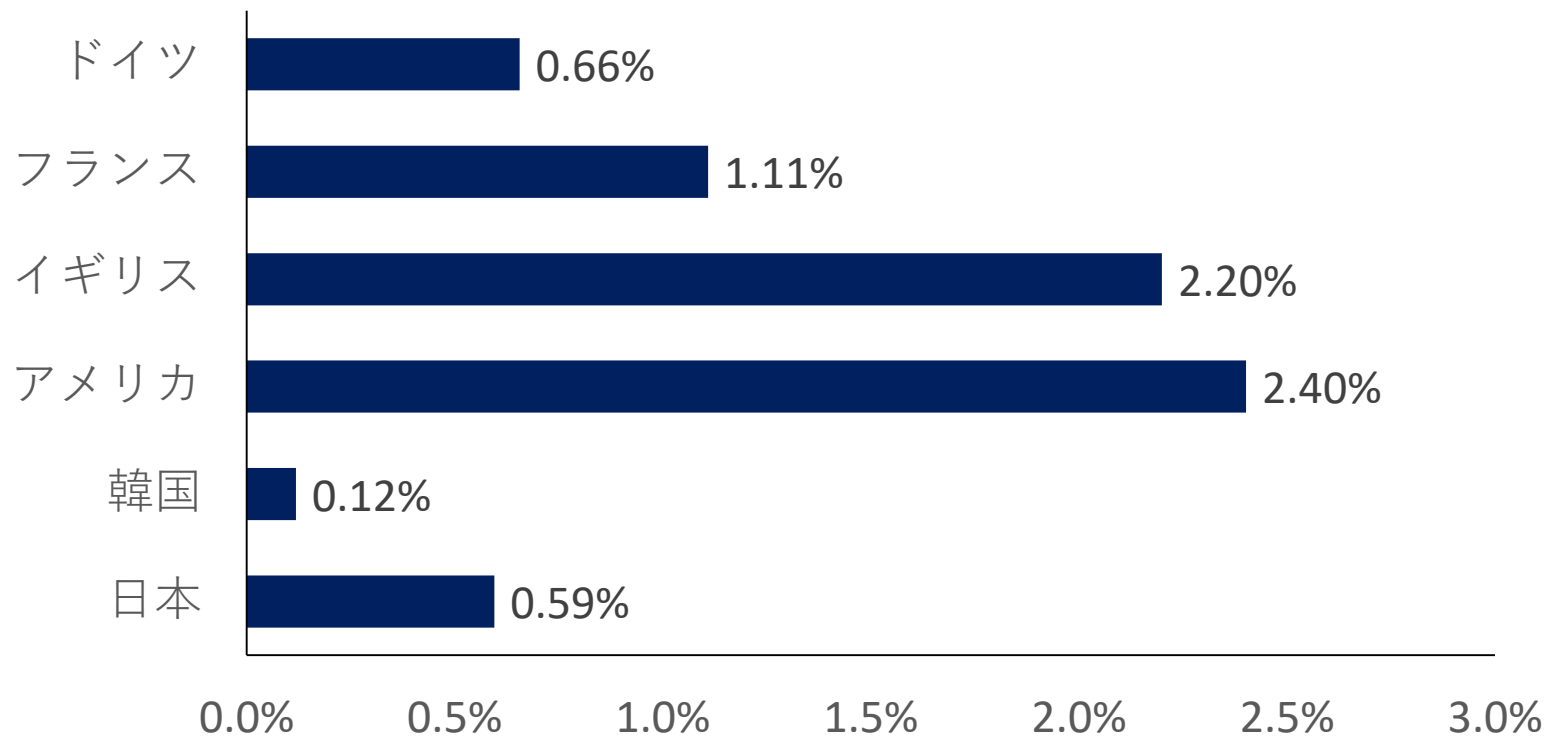
出所：英独仏 JILPTコロナサイト (<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/f/f12.html#f12-jp>)。日本 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/backdata/1-6-5.html>)、(<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000781615.pdf>)、(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)。
(参考) 就業者数 (2020)：ドイツ 4186万人、フランス 2700万人、イギリス 3246万人、日本 6676万人。

(注) 指標は各国の業務統計であり、国により給付の制度や支給要件等が異なり、各国間の比較には注意が必要である。あくまで、それぞれの国における推移を参考掲載している。

フランス：部分的就業(失業)手当の申請ベースの対象者数(月次)、イギリス：各月末時点の対象者数(日次データから各月末の数値を参照)、ドイツ：操短手当の新規申請時における対象従業員数(月次)
日本：雇用調整助成金の支給決定額(週次を月毎の合計に再編集)

雇用維持スキームーGDPに対する支出額の割合（2020年）

○2020年の各国の雇用維持スキームの規模を対GDP比で見ると、アメリカ、イギリスでは2%を上回っており、日本は0.59%とドイツとほぼ同水準となっている。



出所：20年における雇用維持政策の支出額に対する各国の国内総生産（名目、各国通貨）の割合。

国内総生産（名目、各国通貨）は『データブック国際労働比較2022』、支出額は以下のサイト。

ドイツ（https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf、冒頭）

フランス（https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic_%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf） p. 54, TABLEAU 5.

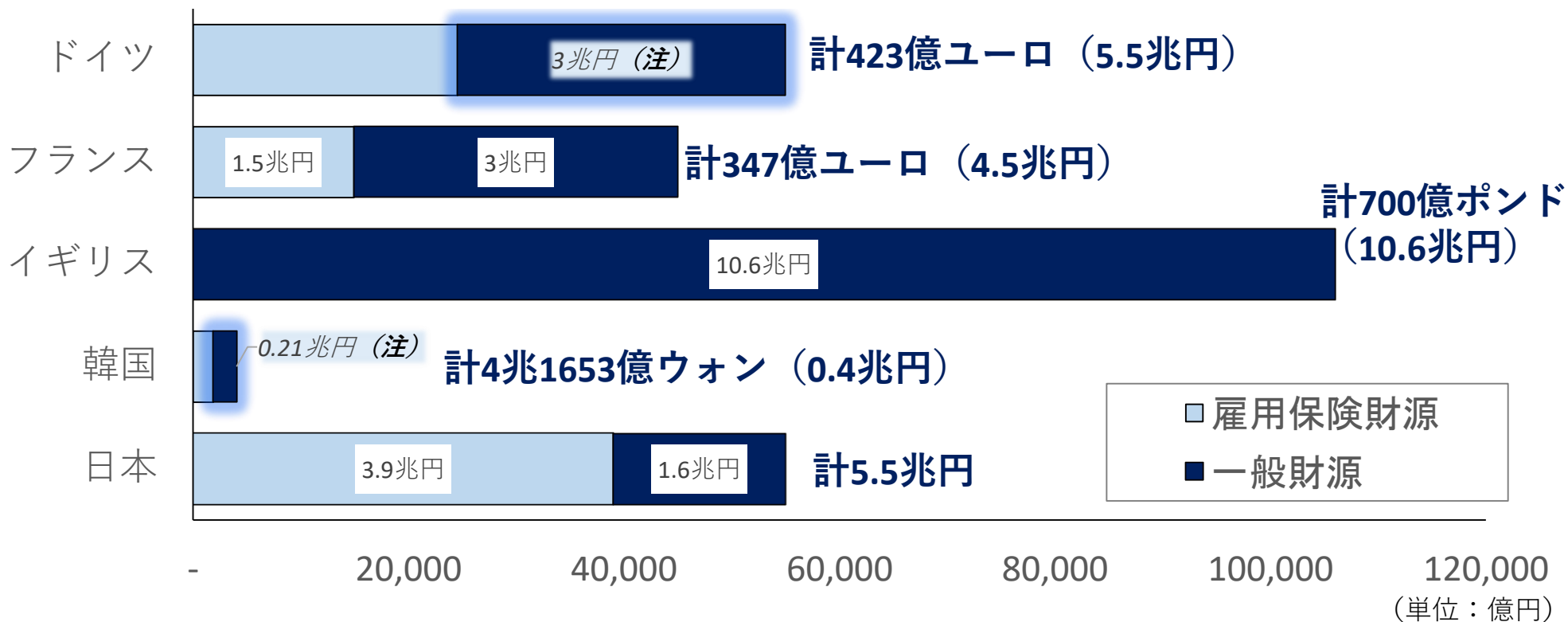
イギリス（<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>）

アメリカ（https://www.sba.gov/sites/default/files/2022-05/2022.05.22_Weekly%20Forgiveness%20Report_Public-508.pdf）（22年5月22日時点）

アメリカは返済免除額、韓国は予算書ベースの金額。

雇用維持スキームの財源比較（2020年、21年の合計額）

○2020年、2021年の各国の雇用維持スキームの財源を比較すると、コロナで雇用維持スキームを新設したイギリスでは全て一般会計で支出されているが、その他の国では日本の雇用保険財政に相当する財源と一般会計の組み合わせとなっており、日本は相対的に雇用保険財政のカバレッジが大きくなっている。



出所: 日本 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#numbers) 厚生労働省ウェブサイト (雇用調整助成金)
 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20220413/01.pdf) 財政制度審議会財政制度分科会
 (22年4月13日開催) 配布資料 1, P18

韓国 (https://www.moel.go.kr/info/publicct/publicctDataView.do?bbs_seq=20220100597) 「2022年度予算及び基金運用計画事業説明資料 (2022년도 예산 및 기금운용계획 사업설명자료)」)

イギリス (<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>)

ドイツ (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf、冒頭) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2021_ba147450.pdf、冒頭、p.105)

フランス (https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic_%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf) p. 54, TABLEAU 5.

(注) 韓国・ドイツは、雇用維持スキームに対する赤字補填ではなく、雇用保険財政全体に対する赤字補填 (一般財源)。韓国は予算書ベースの金額。

支出は、日本のみ4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。

換算レート：1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円 100ウォン=9.7円 (2021年12月30日)

(参考1)新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査(企業調査)による雇調金等支援策の利用状況

新型コロナウイルス関連の支援策の利用状況（第6回企業調査結果）

○新型コロナウイルス関連の支援策の本年1月までの利用状況（申請して受給したと回答した割合）をみると、「政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援」（38.0%）、「持続化給付金」（37.4%）、「雇用調整助成金」（36.0%）、「都道府県による左記以外の給付金や助成金、融資等」（26.5%）の順に高くなっている。

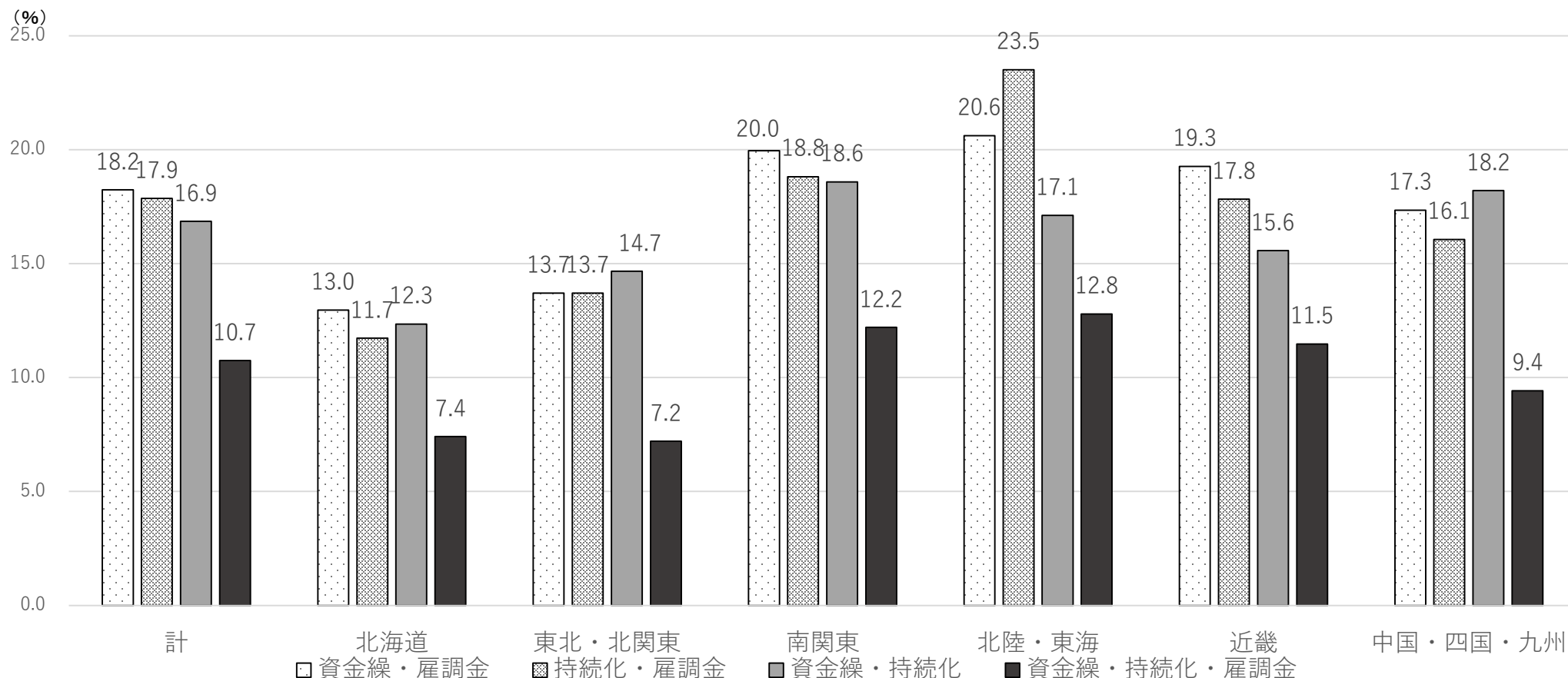
（申請して受給の場合は複数回答、％）

		n	申請して受給した								受給したものは ない
			雇用調整助成金（従業員の雇用を維持する場合に休業手当等を助成）	持続化給付金（売上が減少している事業主に200万円等）	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、都道府県等の休業要請や営業時間短縮に応じた場合の休業協力金	都道府県等による左記以外の給付金や助成金、融資等	政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援	事業再構築補助金（新分野展開、業態転換などの事業再構築に意欲を有する中小企業等の支援をする補助金）	その他		
計		2872	71.1	36.0	37.4	4.9	26.5	38.0	3.5	1.1	28.9
地域	北海道	159	56.4	23.2	30.5	2.8	19.8	31.2	2.7	1.4	43.6
	東北・北関東	414	72.9	32.6	35.3	5.2	26.5	36.1	3.2	0.6	27.1
	南関東	871	70.2	37.1	39.3	6.2	24.4	39.2	2.2	1.1	29.8
	北陸・東海	482	74.2	42.2	42.8	2.6	24.6	34.8	4.1	1.5	25.8
	近畿	485	72.1	40.9	33.2	3.6	24.3	38.0	5.2	2.3	27.9
	中国・四国・九州	461	70.2	30.8	37.1	6.6	33.4	42.2	3.7	0.3	29.8
産業	建設業	451	72.8	20.8	51.9	2.1	26.1	32.5	2.4	0.4	27.2
	製造業	795	73.4	49.8	34.4	2.5	23.7	41.0	5.6	1.3	26.6
	運輸業	143	73.6	45.0	20.9	6.2	28.1	46.8	3.5	0.9	26.4
	情報通信業	136	67.2	28.4	37.2	0.1	24.4	31.4	3.1	0.8	32.8
	卸売業	775	69.3	33.9	32.1	3.9	23.6	38.7	2.4	1.6	30.7
	小売業	132	78.5	33.6	37.3	13.5	36.8	41.3	2.6	1.7	21.5
	サービス業	260	71.6	33.9	43.9	7.9	35.1	39.5	1.5	0.4	28.4
	飲食・宿泊業	32	100.0	78.6	81.0	78.7	76.0	79.1	29.1	3.9	0.0
	医療・福祉	30	43.2	14.2	17.3	7.3	31.3	17.1	0.0	0.0	56.8
	その他	118	53.2	25.9	28.7	5.0	21.4	22.5	2.9	1.0	46.8
企業規模	100人未満	2371	71.3	35.9	37.8	4.9	26.6	38.3	3.6	1.1	28.7
	100~299人	368	58.0	42.8	15.2	6.2	17.5	25.7	2.9	1.0	42.0
	300人以上	133	46.4	39.7	11.1	7.5	12.2	6.8	2.3	1.6	53.6

地域別にみた新型コロナウイルス関連の主な支援策の複数利用状況（第6回企業調査結果）

○主な支援策の複数利用状況をみると、「資金繰り支援」と「雇用調整助成金」の利用割合は18.2%、「持続化給付金」と「雇用調整助成金」の利用割合は17.5%、「資金繰り支援」と「持続化給付金」の利用割合は16.9%、3種類全ての利用割合は10.7%となっている。

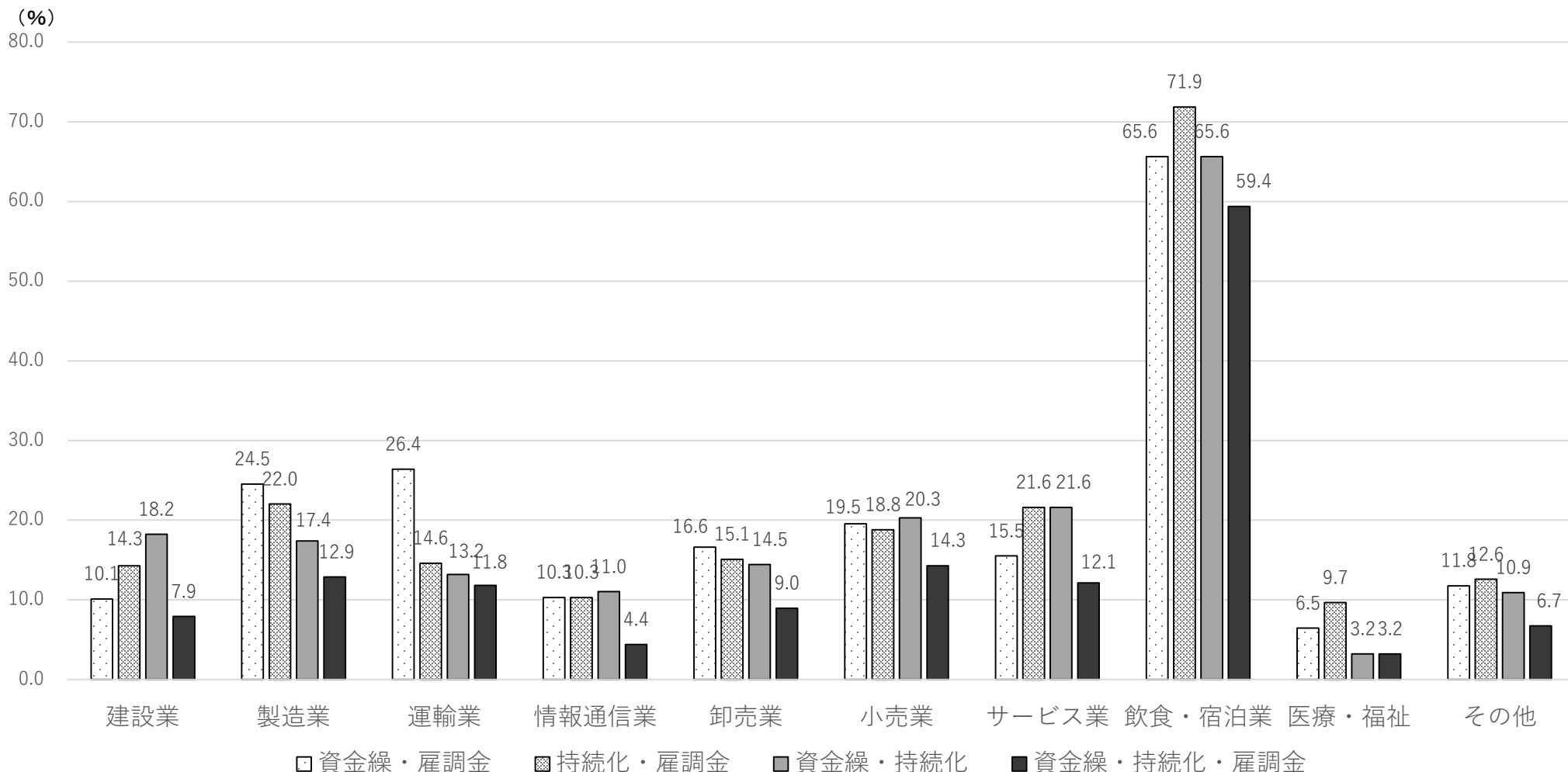
○地域別にみると、「資金繰り支援」と「雇用調整助成金」の利用割合は「北陸・東海」(20.6%)、「南関東」(20.0%)、「近畿」(19.3%)の順に、「持続化給付金」と「雇用調整助成金」の利用割合は、「北陸・東海」(23.5%)、「南関東」(18.8%)、「近畿」(17.8%)の順に、「資金繰り支援」と「持続化給付金」の利用割合は、「南関東」(18.6%)、「中国・四国・九州」(18.2%)、「北陸・東海」(17.1%)の順に高くなっている。



(注) 支援策の利用に係る質問への回答企業のうち、「政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援」「持続化給付金」「雇用調整助成金」を複数(2種類あるいは3種類)利用した企業の割合(2種類利用の割合には3種類も含まれている)。

産業別にみた新型コロナウイルス関連の主な支援策の複数利用状況（第6回企業調査結果）

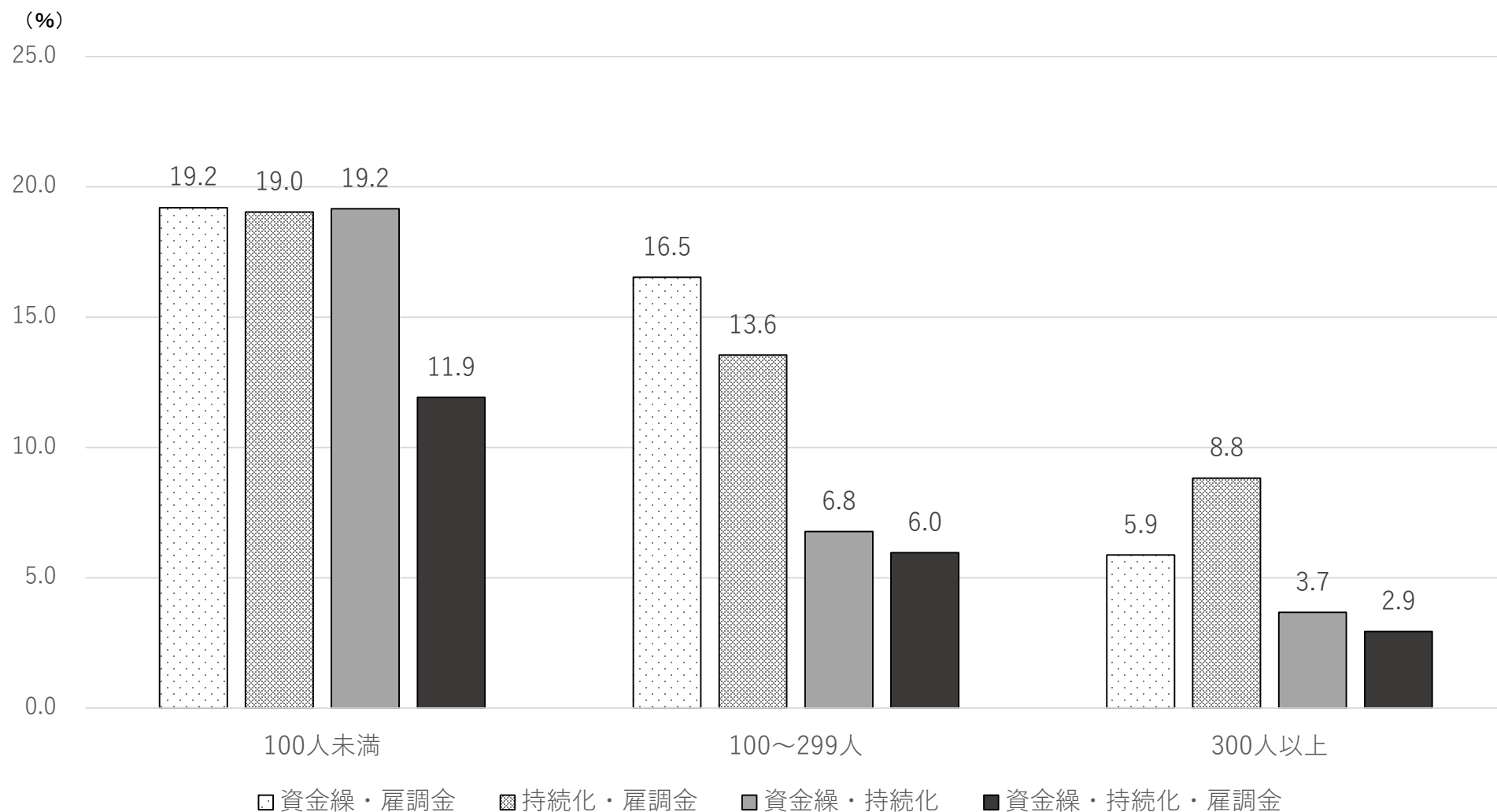
○主な支援策の複数利用状況を産業別にみると、「飲食・宿泊業」で3種類全ての利用が6割弱（59.4%）と突出して高くなっており、可能な限り多くの支援策を利用しようとしている状況がうかがえる。「飲食・宿泊業」以外では、「資金繰り支援」と「雇用調整助成金」の利用は、「運輸業」（26.4%）、「製造業」（24.5%）などで高く、「持続化給付金」と「雇用調整助成金」の利用は「製造業」（22.0%）、「サービス業」（21.6%）、「小売業」（18.8%）などで高くなっている。



(注) 支援策の利用に係る質問への回答企業のうち、「政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援」「持続化給付金」「雇用調整助成金」を複数(2種類あるいは3種類)利用した企業の割合(2種類利用の割合には3種類も含まれている)。

企業規模別にみた新型コロナウイルス関連の主な支援策の複数利用状況（第6回企業調査結果）

○主な支援策の複数利用状況を企業規模別にみると、概ね規模が小さい企業の方が複数利用の割合が高くなっている。



(注) 支援策の利用に係る質問への回答企業のうち、「政策金融公庫や民間金融機関のコロナ特別貸付やセーフティネット保証等による資金繰り支援」「持続化給付金」「雇用調整助成金」を複数(2種類あるいは3種類)利用した企業の割合(2種類利用の割合には3種類も含まれている)。

雇用調整助成金の受給月（第6回調査結果）

○雇用調整助成金を利用した企業に受給月について尋ねると、2021年8月以前の段階で利用企業の92.4%が受給しており、9月以降は9月の43.2%から2022年1月の26.0%まで低下傾向にあるが、1月でも約4分の1の企業が受給している。

○2022年1月の受給割合を産業別にみると、「飲食・宿泊業」(37.1%)、「サービス業」(36.4%)、「卸売業」(30.3%)、「運輸業」(29.7%)で相対的に高くなっている。

		(%)						
		n	2021年8月以前	9月	10月	11月	12月	2022年1月
計		1031	92.4	43.2	37.8	33.5	30.5	26.0
地域	北海道	35	94.0	36.5	39.5	36.5	27.4	27.4
	東北・北関東	130	92.7	47.2	39.2	39.2	35.5	29.2
	南関東	320	93.6	45.7	40.9	36.1	31.6	28.1
	北陸・東海	209	91.0	39.6	34.8	27.0	24.5	23.8
	近畿	194	91.7	43.0	36.0	35.3	34.0	26.4
	中国・四国・九州	143	92.7	42.2	37.7	30.4	28.6	22.4
産業	建設業	91	80.9	31.9	25.7	21.0	18.8	19.2
	製造業	403	92.9	39.7	37.0	32.3	29.7	23.6
	運輸業	65	94.5	55.5	48.0	39.4	30.1	29.7
	情報通信業	39	100.0	41.5	36.0	29.6	26.6	12.7
	卸売業	247	95.3	49.1	41.2	38.2	36.4	30.3
	小売業	42	91.3	35.1	20.4	13.7	11.3	14.3
	サービス業	82	95.4	51.7	45.9	45.4	40.9	36.4
	飲食・宿泊業	26	89.0	59.6	44.4	40.7	34.6	37.1
	医療・福祉	7	58.8	48.6	43.2	43.2	43.2	43.2
	その他	29	88.0	29.6	41.6	33.4	26.5	26.5
企業規模	100人未満	824	92.4	43.4	37.9	33.5	30.6	26.0
	100～299人	154	92.1	36.0	34.3	31.4	23.8	21.3
	300人以上	53	98.2	36.0	37.8	30.4	26.2	28.3

(参考) 「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」 (第6回) の概要

1. 調査の趣旨：新型コロナウイルス感染症の拡大やその予防措置が、企業の経営や雇用に及ぼす影響等を把握するため継続パネル調査（同一企業を継続的に調査）として実施
2. 調査対象：インターネット調査会社のモニター登録企業（従業員なしを除く）の全数にあたる1万1470社（回収数2895企業（回収率25.4%））。
3. 調査期間：2022年2月1～14日（2021年9月～2022年1月の企業の経営、雇用等の変化を調査）
※2020年6月（第1回）、2020年10月（第2回）、2021年2月（第3回）、2021年6月（第4回）、2021年10月（第5回）に次いで6回目（最終の調査）
4. 調査方法：Web調査（Web画面上での記入回答方式）
地域（北海道、東北、北関東、南関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロック）別×企業規模（従業員100人未満、100～299人、300人以上の3区分）別（30セル別）に層化割付回収を行った。
5. 集計の方法
総務省「平成26年経済センサス基礎調査」による企業数に基づき、地域（北海道、東北・北関東、南関東、北陸・東海、近畿、中国・四国・九州の6ブロック）、企業規模（従業員299人以下と300人以上の2区分）ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出（パネルデータの集計は単純集計）。
産業別集計においては、日本標準産業分類に準拠し、専門サービスなど（第1回では飲食、宿泊業、医療・福祉も）を「サービス業」としてまとめた。また、サンプル数が極めて少なかった「農林水産業」、「鉱業」、「金融・保険業」、「不動産業」は「その他」としてまとめた。

(参考2)雇用調整助成金に関連するこれまでの分析

- 感染拡大下における雇用維持・継続に向けた支援として、雇用調整助成金について助成額の日額上限や助成率の引上げ、雇用保険被保険者以外の労働者を対象とした緊急雇用安定助成金の実施等、緊急対応期間（2020年4月1日～）における大幅な特例措置が講じられた。
- 雇用調整助成金等の月別の支給決定額の推移をみると、月別の最大額、額の増加ペースともに、リーマンショック期を上回っており、経済的ショック発生から7か月が経過した2020年8月の支給決定額は約5,700億円に達し、その後もリーマンショック期よりも高い水準での支給が続いている。

(1) 雇用調整助成金の特例措置の概要

- 雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合にその一部を助成する制度。また、雇用保険被保険者以外の労働者についても、要件を満たした場合に雇用調整助成金と同様の助成の対象とするため、特例措置として緊急雇用安定助成金を措置。

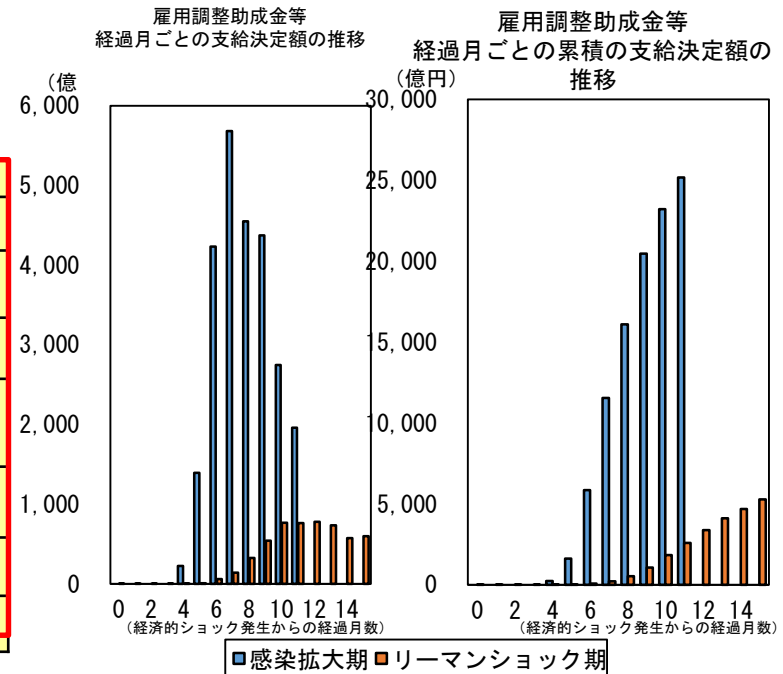
雇用調整助成金の特例措置の主な内容（2020年4～12月の内容）

	特例以外の場合の雇用調整助成金	雇用調整助成金の特例措置
対象事業主	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（売上等）	3か月10%以上減少	1か月5%以上減少
対象労働者	雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成（緊急雇用安定助成金）
休業手当助成率	2/3（中小） 1/2（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） ※解雇等を行わない場合：10/10（中小）、3/4（大企業）
月額上限額	月額上限額 8,370円	月額上限額 15,000円
事前の計画届出の提出	必要	不要
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左＋緊急対応期間中の休業等の実施日数

資料出所 厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。

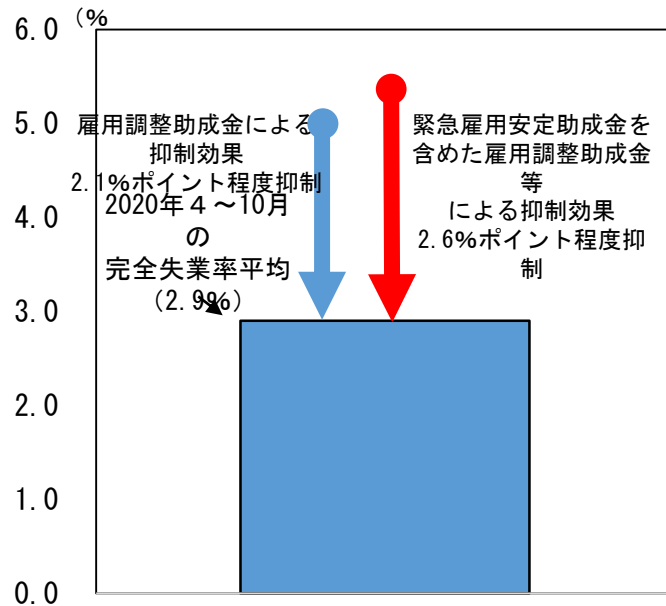
(注) (2) 図は、感染拡大期の額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。感染拡大期は支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。感染拡大期は2020年1月を、リーマンショック期は2008年9月を起点とし、経過月ごとに比較している。

(2) 雇用調整助成金等の支給決定額の推移



- 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。

※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたものとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7
※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数
※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)

※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ J I L P T (2017) では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたの見込まれるとしている。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自推計。

<その他の分析等の概要>

○内閣府（2021）「日本経済2020-2021―感染症の危機から立ち上がる日本経済―」

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2020/0331nk/keizai2020-2021pdf.html>

- 厚生労働省が公表する雇用調整助成金（以下「雇調金」）等の累積支給決定金額を基に、サンプル調査から得られる休業者1日当たりの平均支給金額、毎月勤労統計調査の常用雇用者数等の統計データ、過去に実施された雇調金の活用に関するアンケート調査等を用いて試算し、2020年4～6月期の失業率は、雇調金の特例措置等がない場合に比べて、3%ポイント程度抑制されたと見込まれるとしている。
- 試算結果は相当の幅を持ってみるべきものとしつつも、リーマンショック時の雇調金による失業率の抑制効果が0.5～1.0%程度であったことを踏まえると、今回の効果はそれを大きく上回るものとみられるとしている。

○酒光一章（2021）「新型コロナ感染症拡大下における雇用調整助成金利用企業の特徴と助成金の効果―JILPT企業調査二次分析」（JILPTリサーチアイ第58回）https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/058_210402.html

- JILPT「新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」（以下「JILPT企業調査」）を用いて、雇調金の利用企業の特徴と効果を分析。
- 雇調金は、幅広い業種・規模で利用されている一方、5人以下の企業においては利用率が低いことを示し、極めて小さい企業が利用しやすくなるよう細かな目配りが一層求められると指摘。
- 雇調金を利用した場合の雇用への影響を見ると、労働者総数あるいは非正社員、派遣労働者については、雇調金利用企業が雇用を減らしており、雇用調整の必要性の高い企業ほど雇調金を利用していることを反映していると考えられること、一方、正社員については雇調金利用企業で雇用を減らしているという傾向はみられないことから、雇調金は正社員に対して一定の雇用維持効果をもっている可能性があるとしている。
- 雇調金の効果については、助成金がないと維持できない雇用を生み出すという置換効果と、助成金がなかった場合でも維持されていた雇用があるという死荷重の問題があるとし、雇調金利用企業において利用後に雇用の減少が緩和されていることから、現段階では置換効果はあまり問題ではないように思われる一方、死荷重の問題については、助成金の効率性の観点から引き続きの検討が必要であるとしている。

○井上裕介（2021）「コロナ禍の市場変動と企業対応ーマクロ・ミクロの視点からー」樋口美雄/労働政策研究・研修機構編『コロナ禍における個人と企業の変容 働き方・生活・格差と支援策』慶應義塾大学出版会

- ・JILPT企業調査を用いて、雇調金に総人件費の減少を下支えする効果があるかを分析。
- ・雇調金は、全産業でみて8.1%ほど総人件費を下支えする効果があり、業種別には非製造業でより効果が検証されたものと考えられるとしている。
- ・ゾンビ企業の延命につながるか否かについては、もともと業績が厳しい企業で申請が多いという結果はみられず、現時点ではゾンビ企業を含むと考えられる業績のもともと厳しい企業で申請が多く行われているわけではないことが確認出来るとしている。

○小林徹（2021）「コロナ禍の企業業績の変化と需要喚起策・雇用維持策の効果」樋口美雄/労働政策研究・研修機構編『コロナ禍における個人と企業の変容 働き方・生活・格差と支援策』慶應義塾大学出版会。

- ・JILPT企業調査を用いて、雇調金を受給した翌月または2カ月後、3カ月後の人員削減状況について分析。
- ・雇調金を受給した場合ほど数カ月先の人員削減が実施されなくなった傾向が示されていることから、雇調金の人員削減への影響は直後には明確ではないが、数カ月先になって人員削減が抑制される傾向が明確になるものと思われるとしている。
- ・新型コロナによる企業活動への影響を緩和させるための各種支援策が、企業業績や雇用維持に貢献していると考えられるデータの傾向が確認されたとしている。

○福田皓・山本勲（2021）「コロナ禍の政府による企業支援策と雇用維持・雇用削減への各効果」樋口美雄/労働政策研究・研修機構編『コロナ禍における個人と企業の変容 働き方・生活・格差と支援策』慶應義塾大学出版会

- ・JILPT企業調査を用いて、雇調金の申請ないし受給が、その後の人件費をどのように変化させたかを分析。
- ・分析の結果、コロナの影響で業績が悪化した企業に対して支援が行き渡り、もともと業績が悪かった企業のゾンビ化にはつながっていないと解釈できることがわかったとしている。
- ・雇調金は、休業措置を組み合わせながらも、既存の人材を活用して事業の継続を目指す企業で申請された可能性が示唆されたとしている。
- ・雇調金では、申請・受給ともに1カ月先から3カ月先までの人件費に対してプラスの影響がみられ、コロナショックによる雇用調整や賃金調整を緩和していることが示唆されたとしている。

OHoshi, T., Kawaguchi, D., & Ueda, K. (2021). The return of the dead? The COVID-19 business support programs in Japan, CREPE DP-100.

<http://www.crepe.e.u-tokyo.ac.jp/results/2021/CREPEDP100.pdf>

- 2020年10月下旬から11月上旬にかけてTSRメールマガジン購読者を対象に行われたウェブアンケートの4,201社の回答を分析。このアンケート結果に、2019年12月時点のTSRの企業情報を組み合わせて、コロナ前の各企業の経営状態を把握。2019年時点の従業員数は平均160人
- 雇調金、持続化給付金、家賃補助、納税猶予などの制度への申し込みと承認に関する分析結果として、コロナ前の東京商工リサーチ評点が低かった企業のほうがこれらの制度に申し込み、承認されている確率が高いという結果を示している。
- 新型コロナウイルス感染拡大のような非常事態においては、迅速な企業支援が求められるが、その迅速な対応が経営状態のもとより悪かった企業の支援策となってしまう傾向があることもこの分析から明らかになったとしている。

OKawaguchi, K., Kodama, N., & Tanaka, M. (2021). Small business under the covid-19 crisis: Expected short-and medium-run effects of anti-contagion and economic policies. *Journal of the Japanese and International Economies*, 61, 101138.

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0889158321000174>

- 経営者、自営業者、自由業者本人を含む2019年時点で従業員20人以下のスモールビジネスの経営者を対象にウェブアンケート（マクロミルのモニター）を2020年5月に二回に分けて実施し、経営実績、業績予測、感染症に関する経営者の予測などを質問。
- 2020年4月時点の雇調金の生産指標用件である、売上高の5%低下を閾値として回帰不連続デザインで、雇調金の支給が事業継続性見込み、雇用成長率見込み、設備投資予定に与える影響を分析（持続化給付金も同様に分析）。
- 持続化給付金と異なり、雇調金では、事業継続見込みなどの業績見通しに対する効果が検出されないとしている。その理由として、5月中旬のため、まだ申請をしていない企業が多かったことや支給額は休業した従業員数に比例するので、スモールビジネスにとってのメリットは限定的であることを挙げている。

○川口大司（2021）「雇用調整助成金の効果、政府はデータに基づく科学的政策評価を」ダイヤモンド・オンライン <https://diamond.jp/articles/-/288441>

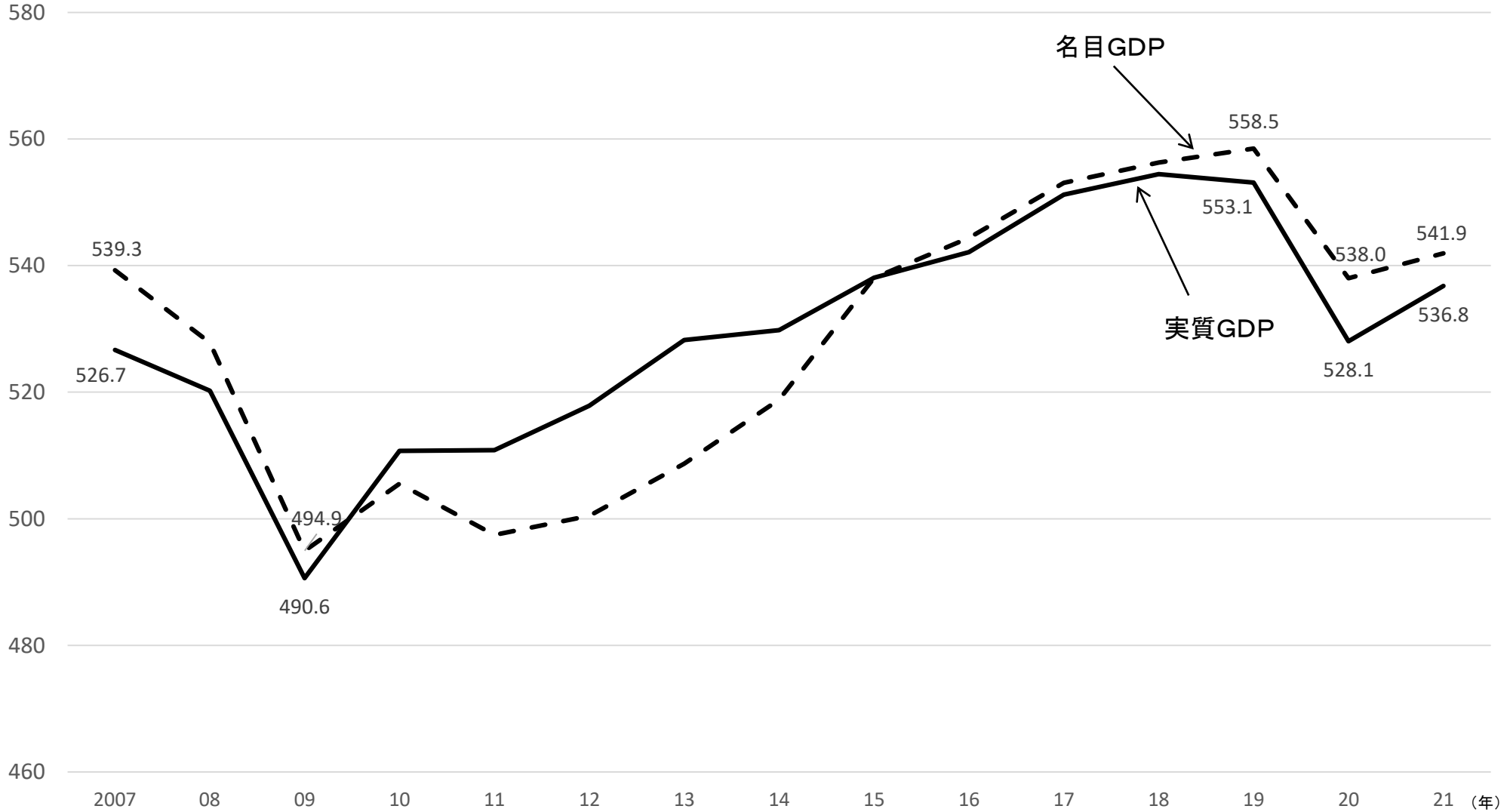
- 雇用調整助成金の雇用維持効果について、労働経済白書は完全失業率を2.1%ポイント減少させる効果があったとしている。20年4～10月の完全失業率平均は2.9%であったため、仮に雇用調整助成金がなければ同時期の完全失業率は5.0%まで上がっていただろうという試算である。
- この政策効果の試算は過大推定である。なぜならば、労働経済白書の推定は「雇用調整助成金等の完全失業率の抑制効果は、仮に雇用調整助成金等の支給がなければ、この月換算の雇用調整助成金等の対象者が全て失業したと想定して推計している」ためである。この想定に反して、企業は売り上げ減に見舞われても雇用を減らさない傾向がある。企業にフィットしたスキルを持った従業員を探すことは難しいし、労働者の質を見極めるのは難しいためである。従って、雇用調整助成金の対象となった労働者が、仮に雇用調整助成金がなかったならば全員解雇されていたとするのは極端な想定である。
- 逆の極端な想定は、雇用調整助成金がなかったとしても誰も解雇されなかったというもので、この想定の下での政策効果は0%ポイントとなる。従って、政策効果の幅は0%ポイントから2.1%ポイントということだろう。
- 労働力調査によれば19年平均の雇用者数は約6000万人なので、2.1%に当たる126万人が失業を免れたとすると1人の雇用を守るのにかった費用は約250万円である。政策の是非を論ずるためには、失業者が経験する収入減などと比較する必要がある。
- 雇用保険の行政記録情報を用いれば雇用調整助成金の雇用維持効果はより正確に計算できる。すでにある貴重なデータを生かして、科学的な政策評価を政府は行うべきだ。

(参考3) コロナ禍の経済、雇用動向

実質、名目GDPの推移

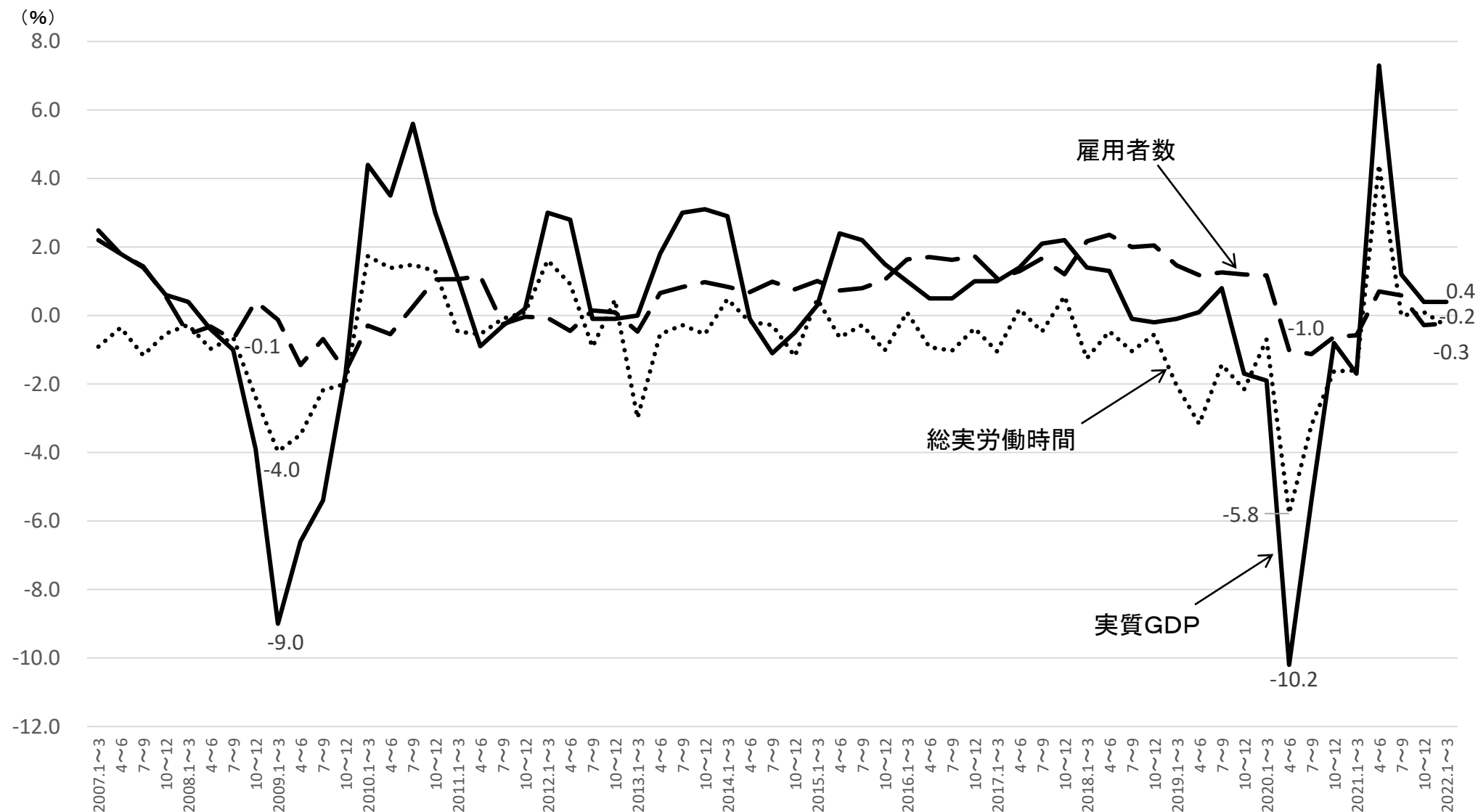
○2021年の実質GDPは約536.8兆円と前年より1.6%増加したが、コロナ禍前の2019年よりも2.9%の減少となっている。
○2021年の名目GDPは約541.9兆円と前年より0.7%増加したが、コロナ禍前の2019年よりも3.0%の減少となっている。

(兆円)



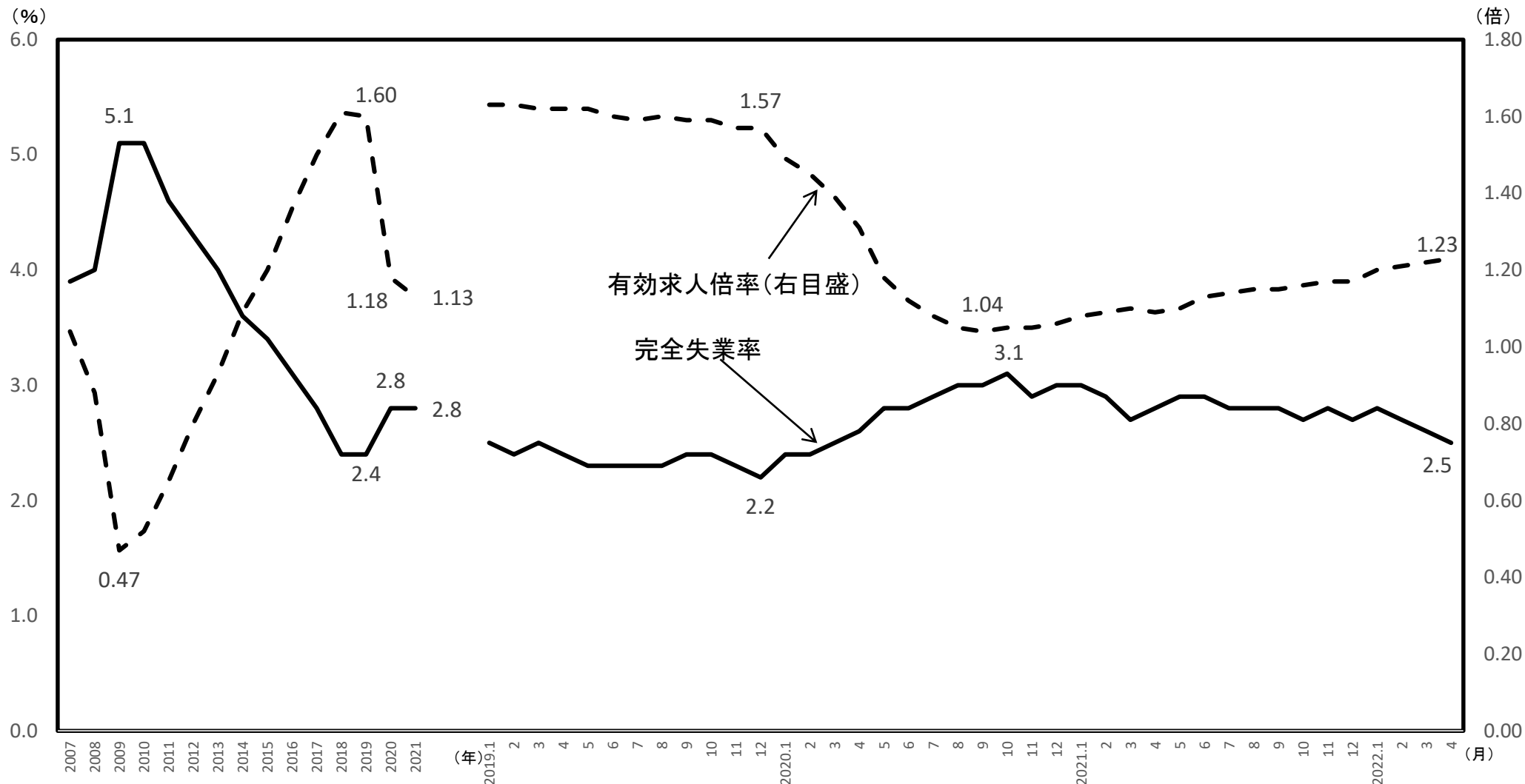
実質GDP、雇用者数、労働時間の前年同期比の推移

○新型コロナの影響が特に大きかった2020年4～6月期における実質GDPの前年同期比は-10.2%、総実労働時間は-5.8%、雇用者数は-1.0%と、雇用者数の減少幅は相対的に小さかった。



完全失業率、有効求人倍率の推移

○2022年4月の完全失業率は2.5%と前月より0.1ポイント低下。2020年11月以降3%以下の水準で推移している。また、有効求人倍率は前月から0.01ポイント上昇の1.23倍。新型コロナの影響による雇用情勢の悪化には歯止めがかかっている。

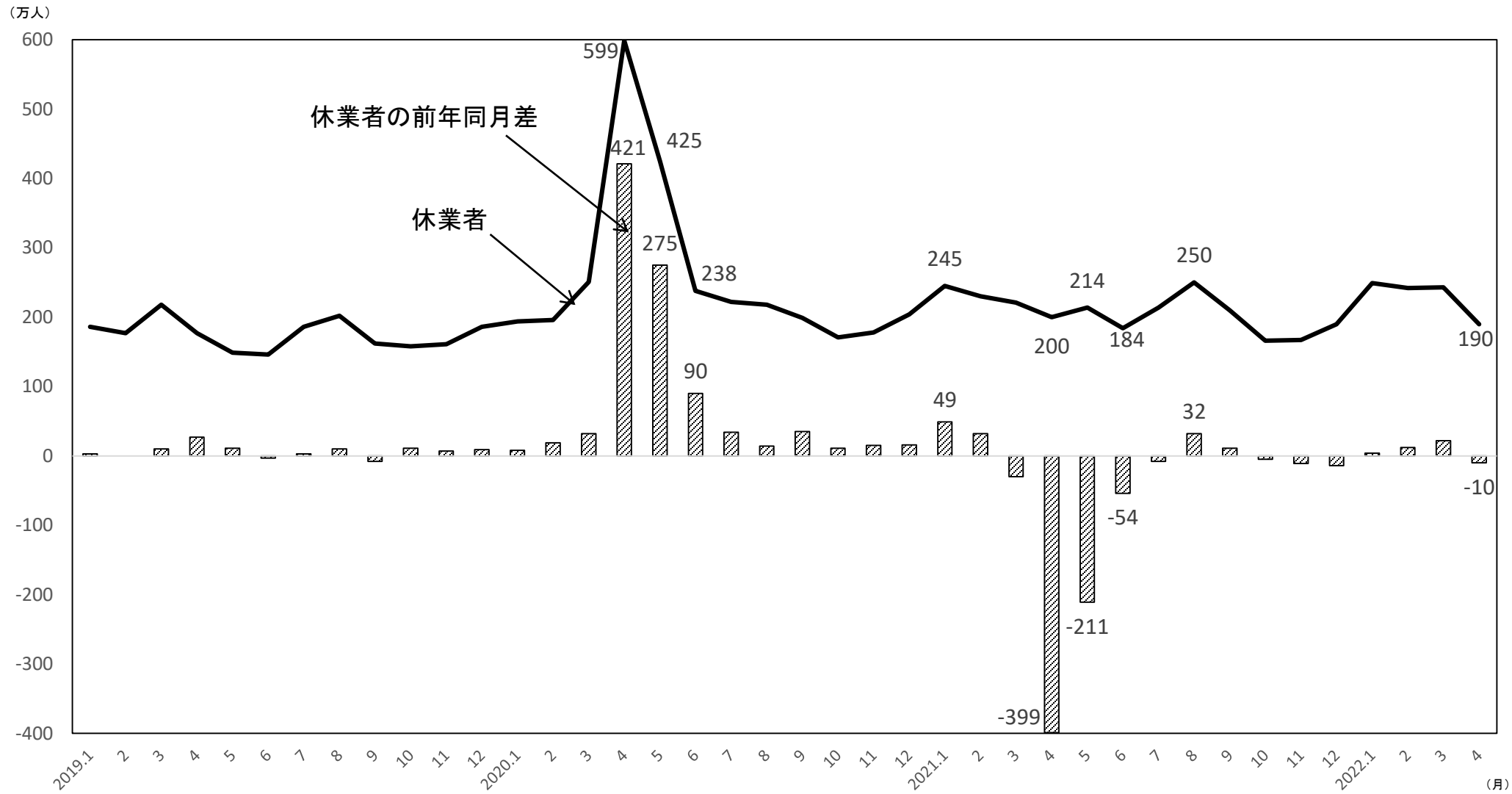


(資料出所)総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)有効求人倍率は、ハローワーク(公共職業安定所)で受け付けた、有効期間内(原則受け付けた月から翌々月の末日まで。有効求職者については失業給付の受給期間は有効期間に含まれるなどの例外もある)の企業からの求人と仕事を求める求職者の割合を示す指標。1倍を上回ると求人超過(人手不足)となり、下回ると求職超過となる。

休業者の推移

○2020年4月、5月に大幅に増加した休業者は、6月以降は平年の水準に戻りつつあり、2021年4月、5月は前年の反動で大幅に減少した。なお、感染拡大により緊急事態宣言等が発出された月には休業者の増加幅が大きくなる傾向にある。

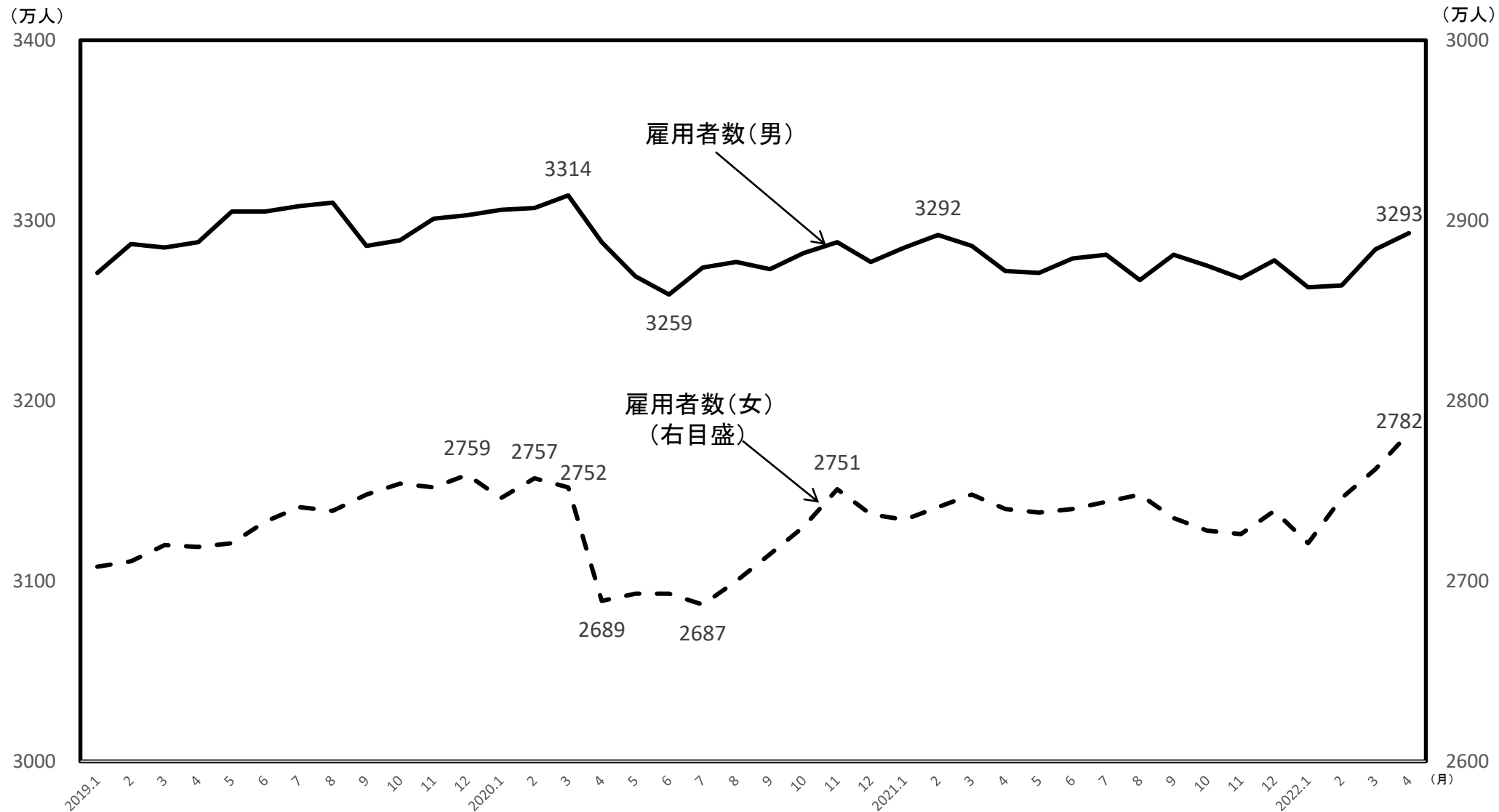


(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注) 休業者とは、就業者のうち、調査週間中に少しも仕事をしなかった者で、自営業主においては、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。雇用者においては、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。

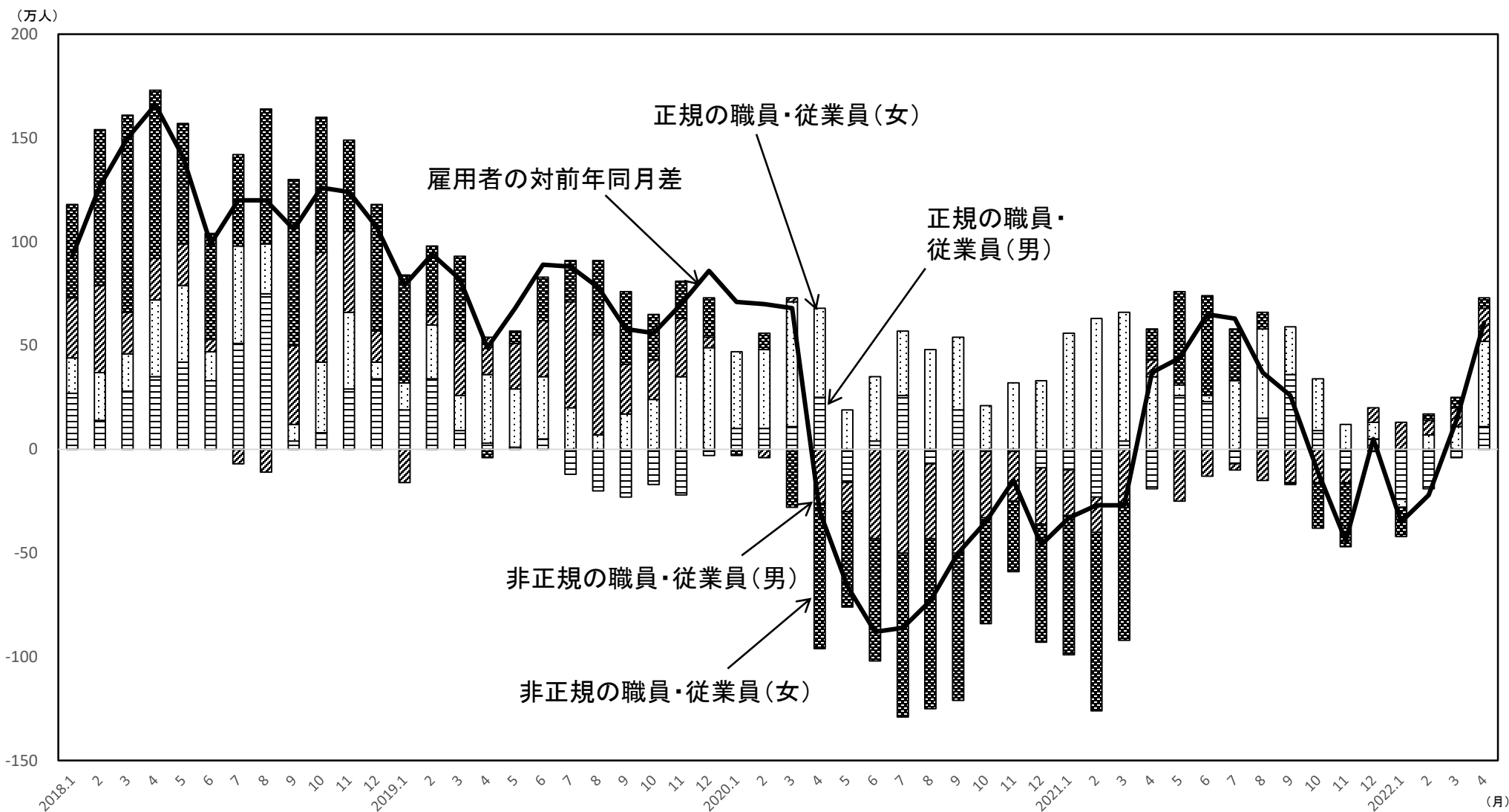
男女別雇用者数（季節調整値）の推移

○2020年3月から4月以降にかけて男女とも大きく減少した雇用者数は、2020年後半から2021年始めにかけて回復基調にあったが、その後は一進一退の動きとなっている。なお、女性の方が回復の度合いは大きく、2022年4月にはコロナ前の水準を回復して上回っている一方、男性ではコロナ前の水準に戻っていない。



男女別、正規・非正規別雇用者の対前年同月差の推移

○コロナ禍における雇用者数の減少は、非正規雇用労働者の減少の影響が大きく、特に初期段階においては女性の減少が目立っていた。なお、2021年4月から9月にかけてはコロナの影響を大きく受けた前年の動きの反動もあり増加で推移し、10月以降再び弱い動きとなっていたが、2022年3月以降は女性の正規雇用を中心に再び増加に転じている。

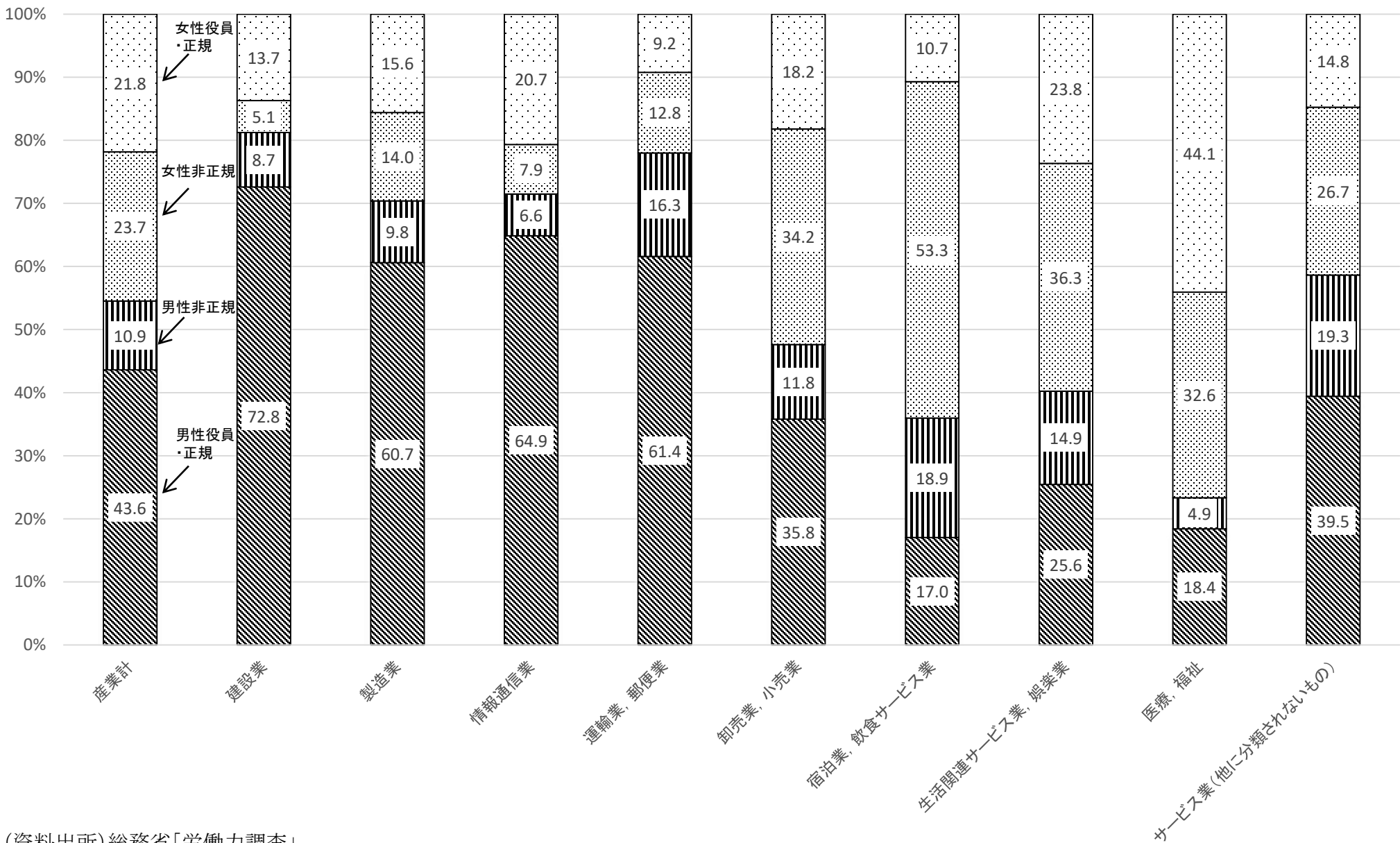


(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注) 雇用者には役員も含まれるため、正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員の対前年同月差を合計しても、雇用者の対前年同月差とは一致しない。58

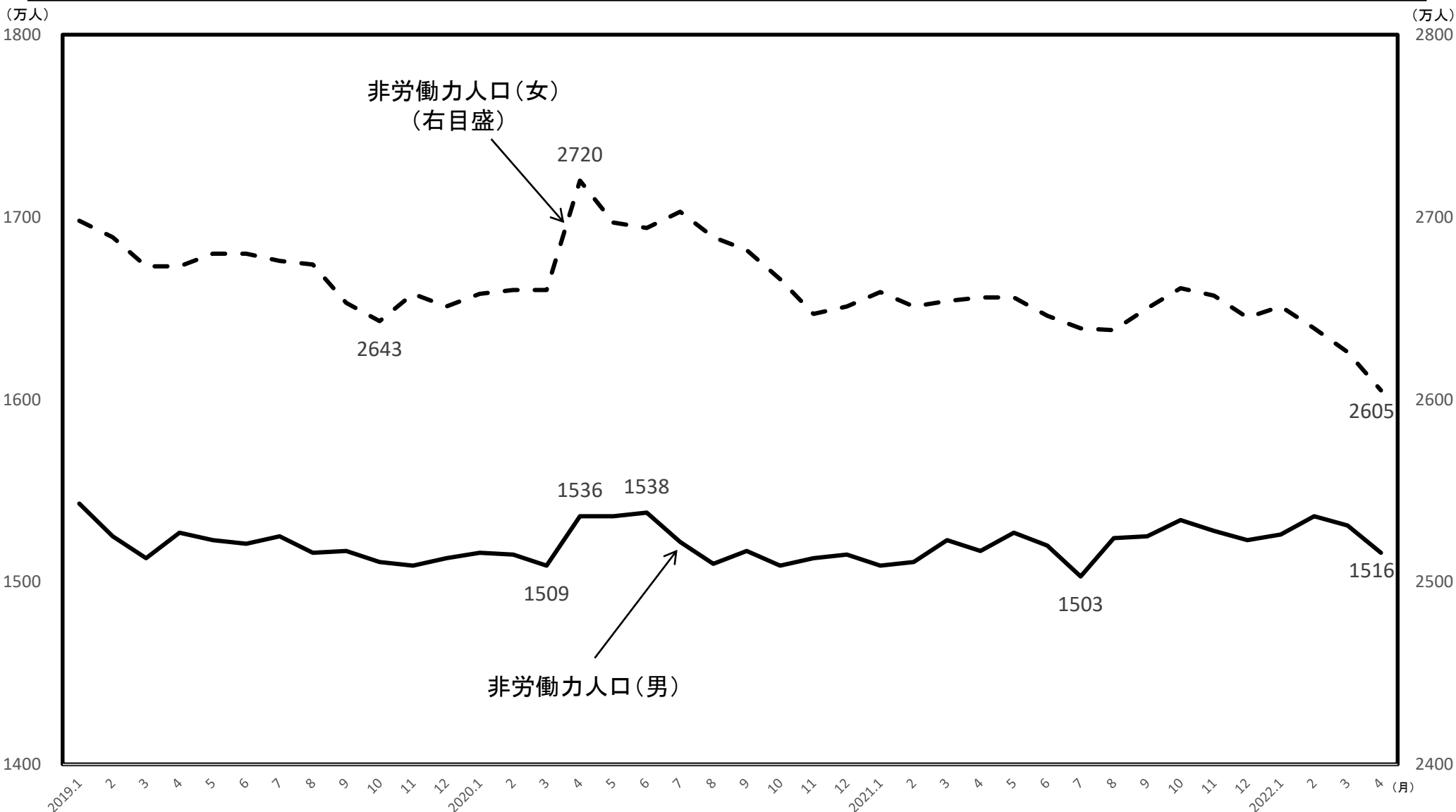
産業別雇用者の男女、正規・非正規割合（2021年）

○産業によって、男女、正規・非正規割合は大きく異なる。



男女別非労働力人口（季節調整値）の推移

○非労働力人口については、2020年4月に大幅に増加した後、女性は減少傾向で推移し、2022年4月にはコロナ前の水準を下回っている。一方、男性は一旦減少した後は一進一退で推移し、2022年4月においてもコロナ前の水準を上回っている。



(参考4) 当機構のこれまでの雇用調整助成金に関する研究

○「雇用調整助成金の政策効果に関する研究」（労働政策研究報告書 No.187、2017年1月）

- ・厚生労働省の要請を受け、2008年9月のリーマンショックや2011年3月に発生した東日本大震災といった経済危機、雇用不安に対して、雇用調整助成金（以下「雇調金」）の特例措置が行われ、大規模に活用された状況を受けて、その効果はもとより、雇調金の課題を含めて評価・検証。
- ・本調査研究において、JILPTで実施したアンケート調査、厚生労働省から提供を受けた業務データ（雇用保険業務データ、雇調金業務データ等）を分析。分析に当たっては、外部の学識経験者も参加いただいた研究会を組織し、専門的な知見を得ながら計量的な分析も実施。主な分析結果等は以下のとおり。

<雇調金の雇用への影響について>

- ・時系列分析では、雇調金の受給事業所は、非受給事業所に比べて、雇用が低調ないし減少で推移している中で、受給期間中を中心に入職率、離職率いずれも相対的に低く抑えていること及び、受給終了後に大きな離職が生じている、受給事業所の廃業が受給終了後に集中することを指摘。こうした結果については、「雇調金はいたずらに無駄な雇用を温存する」、「いわゆるゾンビ企業の延命に手を貸している」、「産業構造の転換を遅らせている」などの批判に通じる面もある一方、雇調金によって雇用情勢の最も厳しい時期を後ろに分散化させるとともに、雇用情勢が落ち着いた状態で、円滑な再就職を促進するという前向きな効果としても捉えられるとしている。
- ・計量モデル分析では、雇調金の受給は、入職率についてマイナスの影響がみられた一方、離職率に関して、受給事業所と非受給事業所の間には有意な差が観察されなかった（離職率に影響を与えていない）という結果が得られた一方、雇調金の受給は離職率を下げ、離職者数を減少させたという結果も得られており、より精緻な分析に向けて引き続き検討する必要があるとしている。

<雇調金を活用していない事業所について>

- ・①申請手続きが困難なほど経営状況が厳しい事業所、②経済の第3次産業化・サービス化に関連する産業・業種、③設立年が新しい事業所、④規模が零細な事業所など、雇調金の利用が低調な事業所について、実態把握を行うとともに、助成金の周知方法、運用の見直しなどの検討も重要としている。

<要件緩和等についてのルールについて>

- ・雇調金の支給要件を大幅緩和することで、不況期の解雇を乗り切るための一時的な助成金という雇調金の本来の政策目的が変容してしまうことも考えられるので、緩和による影響について十分に検討する必要があるとしている。

<検証データの整備について>

- ・調査研究に当たり、厚生労働省から膨大な業務データの提供を受けたが、世界的な潮流からも、エビデンスに基づいた政策決定（Evidence-based Policy）が求められており、今後、大きな予算が予定される施策の実施に当たっては、その後の効果検証を可能とするような仕組みの導入も検討すべき課題としている。

○「雇用調整の実施と雇用調整助成金の活用に関する調査」（調査シリーズ No.123、2014年8月）

- ・2008年9月のリーマンショックや2011年3月に発生した東日本大震災といった経済危機、雇用不安に対して、雇調金の特例措置が行われた効果はもとより、雇調金の課題を含めて評価・検証するためにJILPTでアンケート調査を実施。

<主な調査結果>

- ・事業所ごとの雇調金の受給期間をみると、1年以内が4割強、1年超2年以内が4分の1と2年以内が7割近くを占めている一方で、3年を超えて受給した事業所も14%程度ある。
- ・受給事業所と非受給事業所とを比較すると、事業活動面でより厳しい事業所で雇調金が活用されている、余剰労働力の調整が受給事業所ではより労働時間削減に重点が置かれているのに対して、非受給事業所ではより人員数削減に重点が置かれている傾向がみられ、雇調金の趣旨に沿った活用と効果を確認。また、非受給事業所では中長期的な課題への対応の一環として雇用調整が実施された事業所も少なくないのに対して、受給事業所では、そうした目的での実施は少なくなっている。
- ・今後の雇用見通しをみると、受給事業所と非受給事業所との間で大きな違いはみられず、今後雇用が「増加する」とする割合も遜色ない。
- ・受給事業所は、雇調金の雇用維持効果を高く評価しているが、一方で、「不正受給」や「非効率企業の温存」といった、制度の副作用に対する懸念も指摘されている。

○「雇用調整助成金による雇用維持機能の量的効果に関する一考察」（資料シリーズ No.99、2012年2月）

- ・厚生労働省の要請を受け、リーマンショック後の急激な生産収縮・不況の中で、雇調金がどの程度まで失業の発生を防いだのかを推定。
- ・雇調金のデータに制約があったため、代替的方法として、労働時間を加味した労働投入量（マン・アワー）の動きと雇用者数の動きとの乖離幅により、労働時間による雇用調整の量的規模を推定し、その結果と雇調金に係る行政データである「支給対象延べ被保険者数」、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の出勤日数のデータとを照らし合わせて、雇調金の量的な雇用維持・確保効果として、鉱工業では90万人から120万人前後、全産業（非農林漁業）では150万人前後と推定。

○「雇用調整助成金受給事業所の経営と雇用」（調査シリーズ No.10、2005年11月）

- ・厚生労働省の要請を受け、雇調金の実態に関する研究を実施。同省が2004年5～7月、JILPTが2004年11月～2005年1月にそれぞれ実施したアンケート調査の結果から、助成金受給対象事業所の経営状況や人事管理戦略、助成金支給対象者のプロフィールなどを明らかにし、助成金の影響や効果、問題点などを分析。

<主な分析結果>

- ・雇調金の受給事業所・企業は小規模零細、製造業のいわゆる「下請け」企業が多数を占めている。これらの企業で助成金は、大規模企業に比べ、相対的に大きな雇用維持効果を持つ可能性が調査結果から示唆される。
- ・雇調金の受給が、その後の事業所の経営状況に与えたプラス効果の一つは、多能工を中心とする中核的人材を引き留めることなどにより、受注回復時に速やかに対応できたことである。一時的な離職者発生抑制や景気回復時の新たな（採用・訓練両面での）人的投資負担の軽減に対して、一定程度貢献した可能性が考えられる。
- ・助成金受給事業所でも非正社員化や労働力の外部化が進んでいる状況が見られており、雇用調整の対象として、非正社員や外部の労働力のウェイトが高まっている。